

# 3

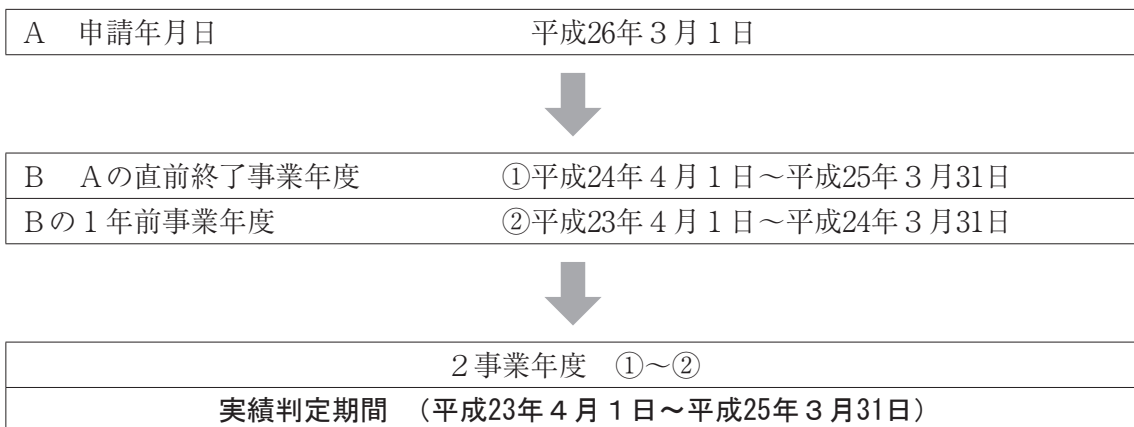
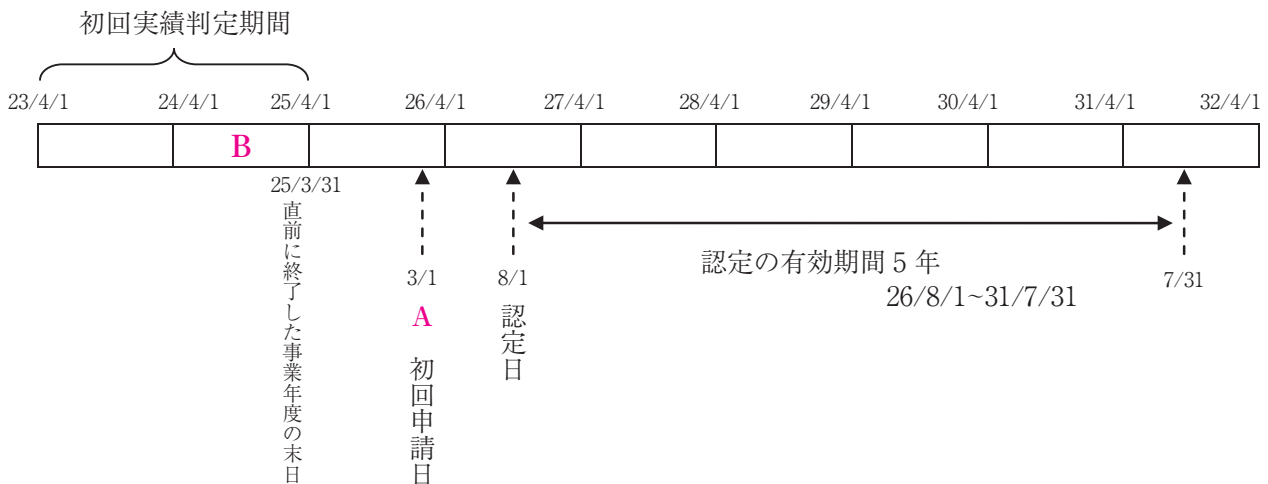
## 認定基準と申請書類の作成方法

# 1. 実績判定期間

実績判定期間とは、認定基準を満たしているかどうかを判断する期間で、申請日の直前に終了した事業年度の末日以前5年（初回の認定申請、仮認定申請の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間のことをいいます。

## (1) 初めて認定の申請をする法人

例 申請日 平成26年3月1日（事業年度4月1日～3月31日の場合）



**注意！** 国税庁認定のNPO法人も、認定の更新ではなく、初めて認定を申請する法人に該当します。

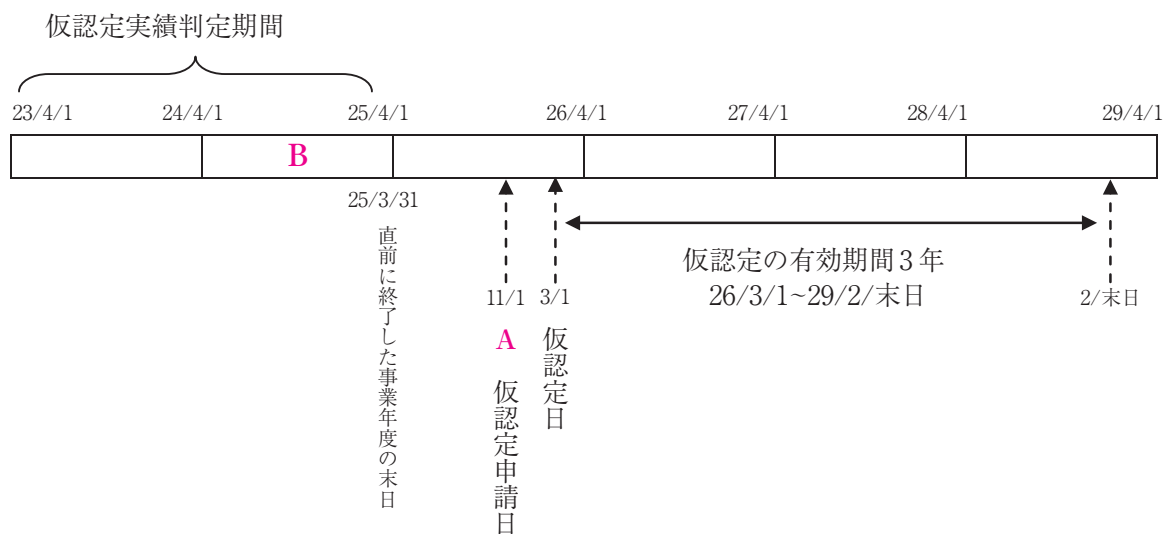
認定の更新（2回目の認定申請）についてはP146を参照してください。

## (2) 仮認定の申請をする法人

仮認定の実績判定期間は、仮認定申請日の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間です。

仮認定の有効期間は3年間です。

例 申請日 平成25年11月1日（事業年度4月1日～3月31日の場合）



A 申請年月日 平成25年11月1日

B Aの直前終了事業年度 ①平成24年4月1日～平成25年3月31日

Bの1年前事業年度 ②平成23年4月1日～平成24年3月31日

2事業年度 ①～②

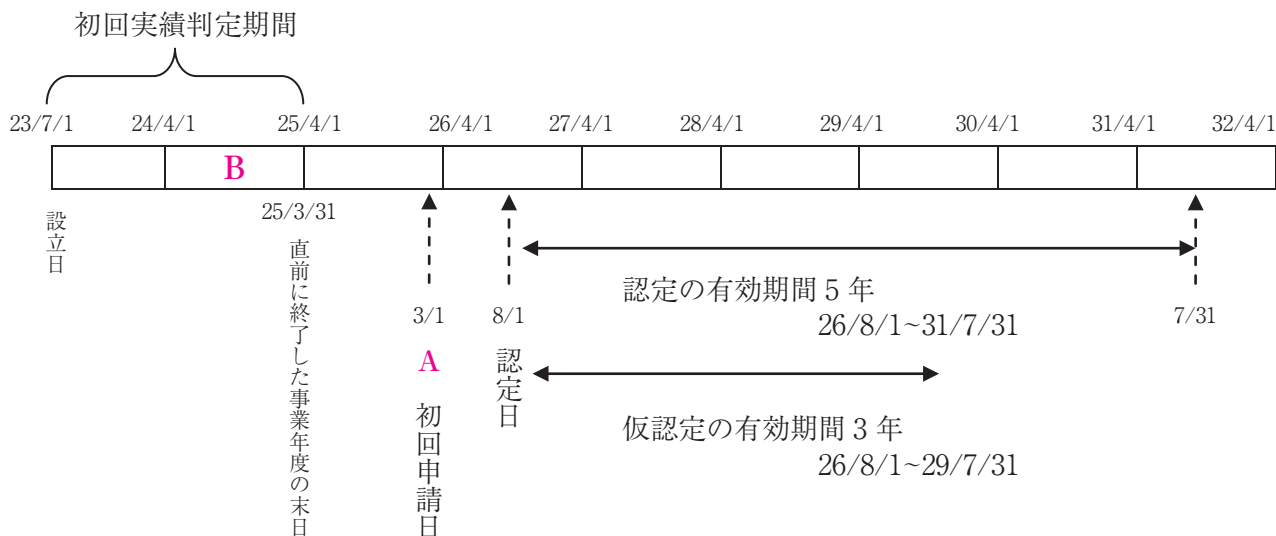
実績判定期間（平成23年4月1日～平成25年3月31日）

認定の有効期間は5年。仮認定の有効期間は3年。

### (3) 新設法人で1期目が1年未満の法人

新設法人で設立日を含む事業年度が1年未満の法人が、設立3期目に認定や仮認定の申請をする場合の実績判定期間は、2年未満になります。

例 申請日 平成26年3月1日（事業年度4月1日～3月31日の場合）



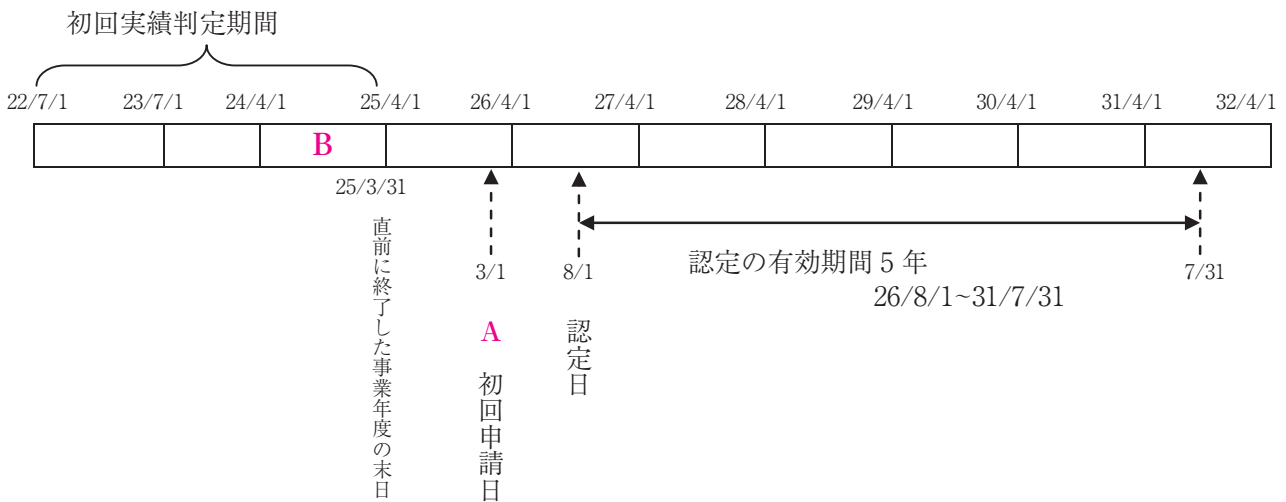
A 申請年月日	平成26年3月1日
B Aの直前終了事業年度	①平成24年4月1日～平成25年3月31日
Bの1年前事業年度	②平成23年7月1日～平成24年3月31日
2事業年度 ①～②	
実績判定期間 (平成23年7月1日～平成25年3月31日)	

この場合の実績判定期間（申請日の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間）は、1期目9月、2期目12月の計21月になります。

(4) 事業年度を変更した法人

事業年度を変更した法人の実績判定期間は、申請日の直前に終了した事業年度の末日から2年内（更新の場合は5年内）に終了する事業年度が2事業年度以上（更新の場合は5事業年度以上）になる場合があります。

例 申請日 平成26年3月1日（事業年度4月1日～3月31日の場合）  
※平成23年度から事業年度を変更（7月1日～6月30日→4月1日～3月31日）



A 申請年月日 平成26年3月1日



B Aの直前終了事業年度	①平成24年4月1日～平成25年3月31日
Bの1年前事業年度	②平成23年7月1日～平成24年3月31日
	③平成22年7月1日～平成23年6月30日
Bの2年前事業年度	④平成21年7月1日～平成22年6月30日
Bの3年前事業年度	⑤平成20年7月1日～平成21年6月30日
Bの4年前事業年度	⑥平成19年7月1日～平成20年6月30日



3事業年度 ①～③  
実績判定期間（平成22年7月1日～平成25年3月31日）

認定の更新の場合

6事業年度 ①～⑥  
実績判定期間（平成19年7月1日～平成25年3月31日）

## 2. サンプル法人の紹介

(法人名、個人名及び住所は全て架空のものです)

### サンプル法人1. 事業型NPO法人——「特定非営利活動法人 福岡会」

#### (1) 事業内容

特定非営利活動として介護保険事業（訪問介護、デイサービス）の他、高齢者と子どもたちの交流の場をつくる事業、会員や利用者の家族、ボランティアなどのために介護の無料講習会や無料相談会を実施しています。(認定等の申請書→P 37、41、更新の申請書→P 151)

(2) 設立年月日 平成20年11月1日 事業年度 4月1日から3月31日

(3) 役員構成 理事は9名（うち理事長1名） 監事1名

(4) 正会員受取会費の内訳（正会員：NPO法上の社員）

	23年度	24年度
正会員の数	21人	21人

※年会費 年5,000円

#### (5) 受取寄附金

	23年度	24年度
賛助会費	5人	5人
寄附金	120人	155人

※住所と氏名が明らかな寄附者の数です

賛助会員の年会費は3,000円です。賛助会員には会報（無料）が送られる以外に特典はありませんので、受取寄附金として計上しています。(資料編→P 184)

高齢者と子どもたちとの交流事業のための施設や設備を改装する計画があり、500万円を目標に寄附を募集しています。(寄附金を充当する予定の事業内容等→P 129)

(6) 受取助成金 平成23年度に車両購入のため〇〇財団から200万円を助成してもらいました。(P S T→P 49)

(7) その他の特記事項 助成金で新しい車両を購入した際に、古い車両を下取りに出したため売却益ができました。(経常外収益の固定資産売却益)  
介護保険事業について法人税の申告をしています。

特定非営利活動法人 福岡会

## 合算活動計算書

平成23年4月1日～25年3月31日

勘定科目	24年3月期	25年3月期	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	105,000	105,000	210,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	645,000	479,000	1,124,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	2,000,000		2,000,000
4. 事業収益			
介護事業収益	25,380,000	26,450,000	51,830,000
利用者負担金収益	2,635,000	2,750,000	5,385,000
地域交流事業収益	800,000	830,000	1,630,000
5. その他収益			
受取利息	827	451	1,278
経常収益計	31,565,827	30,614,451	62,180,278
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,160,000	2,160,000	4,320,000
給料手当	17,712,000	18,990,000	36,702,000
法定福利費	755,000	770,000	1,525,000
人件費計	20,627,000	21,920,000	42,547,000
(2) その他の経費			
車両費	850,000	873,000	1,723,000
食材費	410,000	430,000	840,000
旅費交通費	542,000	553,000	1,095,000
通信運搬費	265,000	280,000	545,000
消耗品費	755,000	800,000	1,555,000
水道光熱費	450,000	460,000	910,000
保険料	500,000	500,000	1,000,000
租税公課	55,126	55,181	110,307
減価償却費	823,534	1,038,768	1,862,302
地代家賃	1,296,000	1,296,000	2,592,000
その他経費計	5,946,660	6,285,949	12,232,609
事業費計	26,573,660	28,205,949	54,779,609
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	240,000	240,000	480,000
給料手当	360,000	360,000	720,000
法定福利費	36,000	36,000	72,000
人件費計	636,000	636,000	1,272,000
(2) その他の経費			
旅費交通費	43,927	28,000	71,927
通信運搬費	29,500	30,500	60,000
水道光熱費	45,000	46,000	91,000
消耗品費	31,000	35,000	66,000
支払手数料	250,050	260,000	510,050
地代家賃	144,000	144,000	288,000
その他経費計	543,477	543,500	1,086,977
管理費計	1,179,477	1,179,500	2,358,977
経常費用計	27,753,137	29,385,449	57,138,586
当期経常増減額	3,812,690	1,229,002	5,041,692
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	149,999	0	149,999
経常外収益計	149,999	0	149,999
税引前当期正味財産増減額	3,962,689	1,229,002	5,191,691
法人税住民税及び事業税	585,000	208,800	793,800
当期正味財産増減額	3,377,689	1,020,202	4,397,891
前期繰越正味財産額	3,555,258	6,932,947	10,488,205
次期繰越正味財産額	6,932,947	7,953,149	14,886,096

## サンプル法人2. 寄附型NPO法人——「特定非営利活動法人 緑の会」

### (1) 事業内容

特定非営利活動として、植樹や森林保護により地球環境を守る活動を実施しています。特定非営利活動以外のその他の事業として、一般市民向けのガーデニング教室を実施しています。

(2) 設立年月日 平成18年4月1日 事業年度 4月1日から3月31日

(3) 役員構成 理事は5名（うち理事長1名） 監事1名（認定基準3→P94）

(4) 正会員受取会費の内訳（正会員：NPO法上の社員）

	23年度	24年度
正会員の数	85人	100人

※年会費 年5,000円

### (5) 受取寄附金

	23年度	24年度
賛助会費	12人	15人
寄附者	60人	70人

※住所と氏名が明らかな寄附者の数です

賛助会員の年会費は個人3,000円、法人30,000円です。賛助会員には会報（無料）が送られる以外に特典はありませんので、受取寄附金として計上しています。

平成23年度に植林の苗木購入費として100万円の遺贈がありました。（PST→P59、67、71、75、76）

(6) 受取補助金 福岡県から緑化事業に対する補助金を、平成23年度50万円、平成24年度50万円、交付されました。（PST→P59、71、72、75）

(7) 受取助成金 平成24年度に植林事業のため、株ハマケン緑化から50万円、公益財団法人太陽財団から100万円を助成してもらいました。（PST→P59、67、76）

(8) 受託事業収益 福岡県からの委託事業で、里山の保全・植林事業をしています。（PST→P71、75）

(9) 会員だけの特典 年1回、会員だけが参加できる親睦会を兼ねたグリーンツーリズムを実施しています。（認定基準2→P87）

(10) その他特記事項 平成24年度に海外で緑化事業を実施。現地での苗木購入費用として200万円を送金しました。（認定基準5→P121、138、141）  
ガーデニング教室は技芸教授業に該当せず、受託事業は税務署へ実費弁償の届出をしているため、法人税の申告はしていません。（資料編→P194）



特定非営利活動法人 緑の会

合算活動計算書

平成23年4月1日～25年3月31日

P67、76の第1表付表1④と  
P117の二①の受入寄付金総額

勘定科目	24年3月期		25年3月期		合計
	特定非営利活動事業	その他の事業	特定非営利活動事業	その他の事業	
I 経常収益					
1. 受取会費					
正会員受取会費	425,000		500,000		925,000
2. 受取寄附金					
受取寄附金	1,915,000		983,000		2,898,000
3. 受取助成金等					
受取補助金	500,000		500,000		1,000,000
受取助成金	0		1,500,000		1,500,000
4. 事業収益					
受託事業収益	500,000		500,000		1,000,000
自主事業収益		1,200,000		1,500,000	2,700,000
5. その他収益					
受取利息	1,250		1,150		2,400
雑収益	140,000		122,000		262,000
経常収益計	3,481,250	1,200,000	4,106,150	1,500,000	10,287,400
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給料手当	840,000	60,000	840,000	60,000	1,800,000
人件費計	840,000	60,000	840,000	60,000	1,800,000
(2) その他の経費					
材料費		360,000		450,000	810,000
諸謝金		240,000		240,000	480,000
旅費交通費	300,000	45,000	330,000	45,000	720,000
通信運搬費	113,400		118,800		232,200
水道光熱費	162,000		166,500		328,500
地代家賃	720,000	60,000	720,000	60,000	1,560,000
植樹種苗費用	750,000		2,850,000		3,600,000
その他の経費計	2,045,400	705,000	4,185,300	795,000	7,730,700
事業費計	2,885,400	765,000	5,025,300	855,000	9,530,700
2. 管理費					
(1) 人件費					
給料手当	60,000		60,000		120,000
人件費計	60,000	0	60,000	0	120,000
(2) その他の経費					
通信運搬費	12,600		13,200		25,800
水道光熱費	18,000		18,500		36,500
地代家賃	60,000		60,000		120,000
印刷製本費	100,000		150,000		250,000
雑費	25,000		30,000		55,000
その他の経費計	215,600	0	271,700	0	487,300
管理費計	275,600	0	331,700	0	607,300
経常費用計	3,161,000	765,000	5,357,000	855,000	10,138,000
当期経常増減額	320,250	435,000	▲ 1,250,850	645,000	149,400
経理区分振替額	435,000	▲ 435,000	645,000	▲ 645,000	0
当期正味財産増減額	755,250	0	▲ 605,850	0	149,400
前期繰越正味財産額	1,520,000		2,275,250		3,795,250
次期繰越正味財産額	2,275,250		1,669,400		3,944,650

P117のハ②の特定非営利活動に係る事業費の額

P89、91の第2表①のすべての事業活動に係る金額等とP117のハ①の事業費の総額

### 3. 認定NPO法人の申請書類の作成方法

右の表は認定NPO法人の申請をする際に提出する申請書と添付書類の一覧表です。

書類を提出する際にはこの一覧表でチェックをしながら確認してください。また、この一覧表も申請書類と一緒に提出してください。

申請書類の作成方法については該当するページをそれぞれ参照しながら作成してください。

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧		作成方法	
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書		→ P 36	
1	寄附者名簿	相対値基準	→ P 44、58
		絶対値基準	→ P 44、48
2	1号基準 (いずれか1つの基準を選択してください)	イ 相対値基準 (※)	→ P 56
		①原則用	→ P 66、68、70
		②小規模法人用	→ P 68、74
		ロ 絶対値基準	→ P 54
		ハ 条例個別指定基準	→ P 78
	2号基準 (該当する方を提出します)	条例個別指定法人以外の法人用	→ P 80
		条例個別指定法人用	→ P 90
	3号基準	→ P 92	
	4号基準	→ P 104	
	5号基準	→ P 118	
6、7、8号基準	→ P 122		
欠格事由チェック表	→ P 124		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	→ P 128	

※ 1号基準で相対値基準を選択した場合、原則用の場合は①、小規模法人用の場合は②と、いずれか該当する箇所にチェックマークをつけて下さい。

次ページのチェック表は、1号基準で相対値基準を選択した場合の記載例です。

## 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書		✓
1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>		✓
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	① ✓
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	※ ②
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	① ✓
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	②
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	✓
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	✓
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	✓
	役員の状況（第3表付表1）	✓
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	✓
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	✓
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	✓
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	✓
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	✓
基 準 六 号 七 号 八 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	✓
欠格事由チェック表		✓
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		✓

（注意事項）

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書）。

## 4. 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書の記入方法

### (1) 提出年月日

提出する年月日を記入します。  
(申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以降1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。)

### (2) 主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地、法人名、代表者の氏名、設立年月日は、**登記簿に記載されているとおりに正確に記入します。**

### (3) 過去の認定の有無、取消の有無等

- ① 過去に認定を受けていれば、認定の有効期間、所轄庁等を記入します。  
(国税庁の認定NPO法人は、過去の認定の有無は「無」に○をしてください。)
- ② 過去に認定または仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以降でなければ認定申請書を提出することができません。
- ③ 過去に認定(有効期間の更新を除きます。)または認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間または取消日を記入してください。

### (4) 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準

該当する基準にチェックをしてください。

### (5) 現に行っている事業の概要

法人の活動の目的、実際に行っている事業内容を記入してください。

### (6) 上記以外の事務所の所在地

定款に記載されている従たる事務所をすべて記入してください。  
**登記簿に記載されているとおりに正確に記入します。**

### (7) 事務所の責任者の氏名、役職

その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる人の氏名とその役職を記入してください。

### (8) 添付書類

申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。

様式第17号（第19条関係）

受付印

## 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

平成25年5月1日  福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒000-0000 福岡県〇〇市〇〇〇	
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン フクオカカイ	
	法人名	特定非営利活動法人 福岡会	
	(フリガナ)	フクオカ ウメヨ	
	代表者の氏名	福岡 梅代 ㊟	
	設立年月日	平成20年11月1日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準  <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input checked="" type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	事業年度	4月1日～3月31日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・ <b>無</b> (自 年 月 日 至 年 月 日 (過去に認定した所轄庁)	
	過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日)	有・ <b>無</b> ( 年 月 日 (過去に仮認定した所轄庁)	
	認定取消の有無 (取消日)	有・ <b>無</b> ( 年 月 日 (取り消した所轄庁)	
仮認定取消の有無 (取消日)	有・ <b>無</b> ( 年 月 日 (取り消した所轄庁)		
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
介護保険事業(訪問介護、デイサービス)の他、高齢者と子どもたちの交流・助け合いの事業、会員や利用者の家族、ボランティアなどのために介護の無料講習会や無料相談会を実施しています。			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒  電話( ) — FAX( ) —			
〒  電話( ) — FAX( ) —			

## 5. 仮認定NPO法人の申請書類の作成方法

右の表は仮認定NPO法人の申請をする際に提出する申請書と添付書類の一覧表です。

書類を提出する際にはこの一覧表でチェックをしながら確認してください。また、この一覧表も申請書類と一緒に提出してください。

申請書類の作成方法については該当するページをそれぞれ参照しながら作成してください。

仮認定を受けるための申請書及び添付書類一覧		作成方法	
仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書		→ P 40	
1	寄附者名簿	相対値基準	
		絶対値基準	
2	1号基準	相対値基準	
		絶対値基準	
		条例個別指定基準	
	2号基準 (該当する方を提出します)	条例個別指定法人以外の法人用	→ P 80
		条例個別指定法人用	→ P 90
	3号基準		→ P 92
	4号基準		→ P 104
	5号基準		→ P 118
6、7、8号基準		→ P 122	
欠格事由チェック表		→ P 124	
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	→ P 128	

仮認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書		✓
1 寄附者名簿 <small>(注)</small>		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 <small>(注)</small>	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	✓
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	✓
	役員 の 状 況（第3表付表1）	✓
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	✓
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	✓
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	✓
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	✓
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	✓
基 準 六 号 七 号 八 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	✓
欠格事由チェック表		✓
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		✓

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

## 6. 仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書の記入方法

### (1) 提出年月日

提出する年月日を記入します。

### (2) 主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地、法人名、代表者の氏名、設立年月日は、**登記簿に記載されているとおりに正確に記入します。**

### (3) 過去の認定の有無、仮認定の有無

過去に認定または仮認定を受けている場合は、仮認定申請書を提出することができません。

### (4) 現に行っている事業の概要

法人の活動の目的、実際に行っている事業内容を記入してください。

### (5) 上記以外の事務所の所在地

定款に記載されている従たる事務所をすべて記入してください。  
**登記簿に記載されているとおりに正確に記入します。**

### (6) 事務所の責任者の氏名、役職

その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる人の氏名とその役職を記入してください。

### (7) 添付書類

申請書には「仮認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

#### 注意！

- ① 申請日の前日において、設立の日から5年を経過していない法人でなければ、仮認定の申請をすることはできません。（原則）
- ② ただし平成24年4月1日～平成27年3月31日の間は、設立の日から5年を経過した法人でも仮認定の申請をすることができます。
- ③ 一度仮認定を受けた場合は、再び仮認定を受けることはできません。





## 7. 認定基準1号 パブリックサポートテスト(PST)

パブリックサポートテストは、NPO法人の公益性を市民から幅広く支援を受けているかどうかで判断する基準です。

Public (=市民) Support (=支援) Test (=審査) は、その頭文字をとってPSTと呼ばれます。

PSTには次の3つの基準が設けられており、1と2の基準は「寄附金」を、3は「地方自治体からの指定」を公益性の判断基準としていますが、**3つの基準のうち、どれか一つの基準を満たしていればクリアすることができます。**

このマニュアルでは、1と2の基準の内容や申請書の書式がまったく異なるため、別々に説明します。3の条例個別指定基準は、まず地方自治体が条例を制定する必要があります。条例の制定については、皆さんの法人の事務所がある自治体に問い合わせをしてください。

### (1) 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度において、寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上であること。→P46

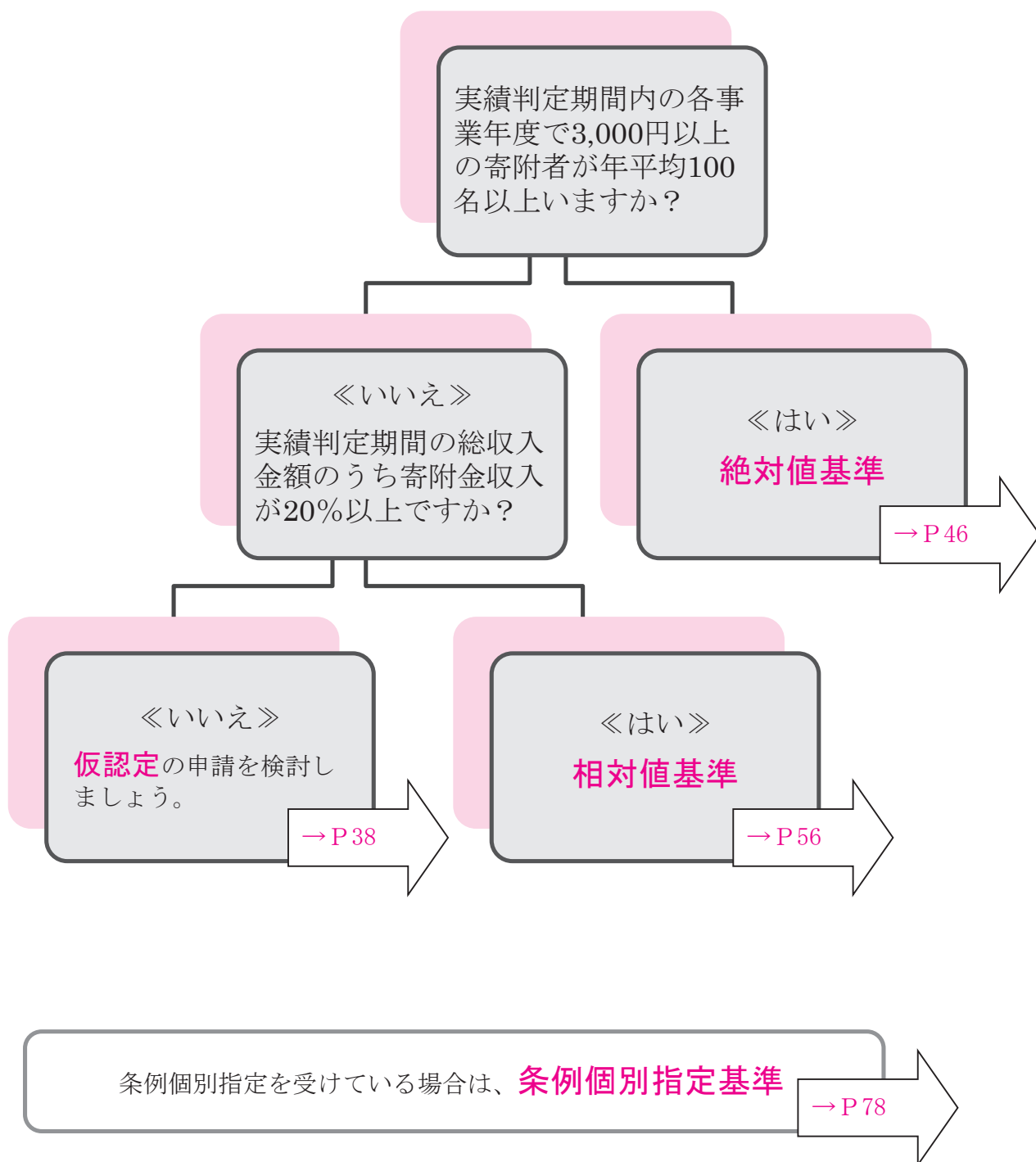
### (2) 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに、寄附金や助成金等の占める割合が20%以上であること。→P56

### (3) 条例個別指定基準

地方自治体から住民税の寄附金控除の対象として条例で個別に指定されること。→P78  
(P20の認定NPO法人等への寄附金控除に関する条例とは異なります。)

## 【絶対値基準・相対値基準・条例個別指定基準の選択】



## 8. 提出する寄附者名簿 (絶対値基準・相対値基準共通)

認定申請の際には、実績判定期間の寄附者名簿を提出する必要があります。

PSTの計算では、寄附者、寄附金額、寄附金の受領日を正確に把握することが大切になります。最初に認定申請時に所轄庁に提出する、基本的な寄附者名簿の作成方法を説明します。

### 【寄附者名簿の作り方】

#### (1) 記載内容

- ① 寄附者の氏名（法人・団体はその名称）
- ② 住所または事務所の所在地
- ③ 寄附金の額（助成金、補助金を含み、未収の寄附金は含めません。）
- ④ 受け入れた年月日

#### (2) 記載方法

実績判定期間内の事業年度ごとに作成します。

すべての寄附金や補助金、助成金を受け入れた年月日の順に記載してください。

寄附者名簿に記載された内容と、総勘定元帳の受取寄附金、受取助成金、受取補助金の帳簿は一致します。

寄附者名簿の合計金額は、活動計算書の受取補助金、受取助成金、受取寄附金の合計額と一致します。

#### 注意！

返還義務のある助成金等や後払いの助成金等については、入金額と活動計算書の計上額が一致しない場合があります。活動計算書の計上額は、助成金等の実際の使用状況、交付要綱などから判断し、適正な額を算出してください。また、注記にもその旨記載してください。

(→ P187)

#### (3) 匿名寄附金<sup>1</sup>と少額寄附金<sup>2</sup>の取扱い

匿名寄附金の場合は、氏名または住所欄に「不明」と記入してください。

または、匿名寄附金と少額寄附金は寄附者名簿の最終行に、口数と金額の合計で記載することもできます。

1 寄附者の氏名(法人・団体の名称)または住所(事務所の所在地)が分からない寄附金のことをいいます。たとえば、イベントなどで集めた募金や銀行振込みされた寄附金で寄附者の住所が分からないものが匿名寄附金に該当します。

2 一者からの寄附金が1,000円未満の場合、少額寄附金となります。

初回認定申請時のみ提出

閲覧対象外書類

### 寄附者名簿

事業年度ごとに作成

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	事業年度	平成23年4月1日～平成24年3月31日
-----	---------------	------	----------------------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
〇〇〇〇	福岡市中央区〇〇1-8-20	5,000	2011. 4. 10
〇〇〇〇	福岡市中央区〇〇4-20	3,000	2011. 7. 2
〇〇財団	東京都港区〇〇3-7	1,000,000	2011. 7. 11
福岡梅代	福岡市博多区〇〇3-2-1	20,000	2011. 8. 17
福岡花子	//	10,000	2011. 8. 17
〇〇〇	福岡市博多区〇〇〇4-6-5	10,000	2011. 9. 8
大野太郎	大野城市〇〇364番地	3,000	2011. 9. 22
石原太一	福岡市中央区▲▲	1,500	2011. 10. 01
石原次郎	福岡市中央区▲▲	1,500	2011. 10. 01
〇〇〇〇	福岡市早良区〇〇4-2-22	3,000	2011. 10. 12
〇〇〇〇〇	東京都渋谷区〇〇3-2-1	2,000	2011. 11. 15
株クリエイト	福岡市博多区〇〇町2-5-1	100,000	2011. 11. 27
〇〇〇〇〇	新宮市〇〇1-5-2	3,000	2011. 11. 30
〇〇〇〇	不明		
〇〇財団	東京都港区〇〇3-7	1,000,000	2012. 3. 1
〇〇〇	北九州市八幡西区〇〇35番地	3,000	2012. 3. 6
〇〇〇〇	福岡市東区〇〇1-2-17	5,000	2012. 3. 8
大野太郎	大野城市〇〇364番地	3,000	2012. 3. 28
匿名寄附金 〇〇口合計		15,000	. .
1,000円未満の寄附金 〇〇口合計		30,000	. .
			. .
			. .
合計		2,645,000	

時系列に記載していきます

受取補助金、受取助成金も記載します

匿名寄附金、少額寄附金は口数と合計額を最後にまとめて記載することもできます

寄附者名簿の合計欄は、活動計算書の受取補助金、受取助成金、受取寄附金の合計額と一致します

※寄附者名簿の氏名・住所は架空のものを使用しています。

## 9. 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が、年平均100人以上であること

絶対値基準は相対値基準に比べて計算が簡単で、どれくらい寄附を集めればよいのかわかりやすいという特徴があります。事業収益が多いため、相対値基準を満たすことが難しい事業型のNPO法人にもクリアしやすい基準です。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

### 【計算上の注意点】

#### (1) 寄附者の数

- ① 寄附者の数は、事業年度ごとに名寄せ（同一人物からの寄附金の額を合算すること。）をしてからカウントします。（名寄せについてはP50を参照してください。）
- ② 寄附者の氏名（法人・団体はその名称）と住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- ③ 匿名寄附金と3,000円未満の寄附金は、カウントしません。
- ④ 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にしている者を合わせて1人と数えます。
- ⑤ 寄附者が認定申請を行うNPO法人の役員または役員と生計を一にする者<sup>3</sup>であるときは、寄附者数に含めません。役員からの寄附か、生計を一にする者かどうかは、寄附をした時の現況で判断します。
- ⑥ 民間からの補助金や助成金も団体別に1人としてカウントします。
- ⑦ 国や地方公共団体等からの補助金や助成金はカウントしません。国の補助金等についてはP58脚注4を参照してください。

3 生計を一にする者とは、同居の有無にかかわらず日常生活を共有している状態をいいます。例えば別居している親族に学費や生活費を仕送りしている場合は、その親族は生計を一にする者になります。しかし、寄附者名簿から判断する場合は、住所と姓が同じ者は生計を一にする者として差し支えありません。

## 例1

夫婦で3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附を受けた場合

絶対値基準における寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えます。従ってこの場合は夫婦で3,000円の寄附を行っていますので1人として数えます。

## 例2

同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合

3月決算の法人が寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、1年目は合計8,000円の寄附金となるので寄附者数に含めますが、2年目は合計2,000円の寄附金となるので寄附者数には含めません。

【寄附者Aさんからの寄附内訳】

事業年度	寄附月	寄附金額	備考
1年目	5月	2,000円	合計8,000円 $\geq$ 3,000円 ⇒1人としてカウント
	8月	2,000円	
	10月	2,000円	
	2月	2,000円	
2年目	5月	2,000円	合計2,000円 $<$ 3,000円 ⇒1人としてカウントしない

## (2) 実績判定期間の月数

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数がある場合は1月に切り上げます。

## 例1

法人の設立登記日が、10月15日。事業年度が4月1日から3月31日の場合

1期目 10月15日から3月31日 → 5月と17日で6月

(10月15日から3月14日までが5月。3月15日から3月31日までが17日)

2期目 4月1日から3月31日 → 12月

実績判定期間の月数は合計で18月になります。

# 10. PST用計算資料の作り方(絶対値基準)

PSTの絶対値基準では、寄附者の数を正確に把握することが必要になります。次頁のような資料をエクセル等を利用して作成し、日々データを管理して毎事業年度終了後に集計できるようにしておくといでしょう。

## (1) 集計用の寄附者名簿を作成します

認定申請の際に提出する寄附者名簿(→P45)を基にして、寄附金を受取補助金、受取助成金、受取寄附金の3つに分け、それぞれ該当する欄に寄附金の金額を転記します。

このとき国からの補助金等(→P58脚注4)は備考欄にその旨記入し、後で把握できるようにしておきます。

受取寄附金については、さらに次の4つの種類に分類しておく便利です。

- ① 年間3,000円以上の寄附金
- ② 役員及び役員と生計を一にする者からの寄附金
- ③ 匿名寄附金
- ④ 年間3,000円未満の寄附金

正確に転記ができていれば、寄附金額の合計金額と、受取補助金、受取助成金、受取寄附金の合計金額の合計は一致します。また、受取補助金、受取助成金、受取寄附金の合計金額は、活動計算書の各勘定科目の期末残高と一致します。

## (2) 名寄せをします

- ① 最初に、同一事業年度内で複数回の寄附をしている者を名寄せします。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者を名寄せします。
- ③ 役員及び役員と生計を一にする者を名寄せします。
- ④ 同一の者からの寄附金(寄附金として扱う賛助会費を含む。)、助成金、補助金も合わせて名寄せをします。

## (3) 再度、合計額を確認します

名寄せ前の寄附者名簿(→P49)と名寄せ後の寄附者名簿(→P53)の合計の金額が一致しているかを確認します。一致しない場合は、集計が間違っていますので再度確認してください。

## (4) 寄附者をカウントします

カウントした寄附者の数が確認できるように○などの印をつけます。



サンプル法人の作成したPST用計算資料（絶対値基準）

名寄せ前

寄附者名簿(絶対値基準)

事業年度ごとに作成

特定非営利活動法人 福岡会

事業年度平成23年4月1日～平成24年3月31日

単位 円

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 4. 10	0000	福岡市中央区001-8-20	5,000			5,000				
2011. 5. 22	0000	福岡市南区003-5-4	1,000						1,000	
2011. 7. 2	0000	福岡市中央区004-20	3,000			3,000				
2011. 7. 11	〇〇財団	東京都港区003-7	1,000,000		1,000,000					
2011. 8. 17	福岡梅代	福岡市博多区003-2-1	20,000				20,000			代表理事
2011. 8. 17	福岡花子	"	10,000				10,000			理事と生計一
2011. 9. 8	〇〇〇	福岡市博多区0004-6-5	10,000			10,000				
2011. 9. 22	大野太郎	大野城市00364番地	3,000			3,000				1回目
2011. 10. 01	石原太一	福岡市中央区▲▲	1,500						1,500	
2011. 10. 01	石原次郎	福岡市中央区▲▲	1,500						1,500	
2011. 10. 12	0000	福岡市早良区004-2-22	3,000			3,000				賛助会費
2011. 10. 10	〇〇〇	不明	5,000					5,000		
2011. 10. 27	不明	不明	2,000					2,000		
2011. 11. 15	000000	東京都渋谷区003-2-1	2,000						2,000	
2011. 11. 27	株式会社	福岡市博多区00町2-5-1	100,000			100,000				
2011. 11. 30	000000	新宮市001-5-2	3,000			3,000				
2011. 12. 21	中村〇〇	福岡市東区0034番地	1,000						1,000	生計一
2011. 12. 21	中村〇〇	"	1,000						1,000	"
2011. 12. 21	中村〇	"	1,000						1,000	"
~~~~~										
2012. 3. 1	〇〇財団	東京都港区003-7	1,000,000		1,000,000					
2012. 3. 6	〇〇〇	北九州市八幡西区0035番地	3,000			3,000				
2012. 3. 8	0000	福岡市東区001-2-17	5,000			5,000				
2012. 3. 28	大野太郎	大野城市00364番地	3,000			3,000				2回目
合 計			2,645,000	0	2,000,000	420,000	120,000	15,000	90,000	
						645,000				

各事業年度の寄附者名簿の合計額と一致します

活動計算書の受取補助金、受取助成金、受取寄附金の各科目の合計額と一致します

住所がわからない場合は匿名寄附金として扱います

## 【名寄せの方法】

エクセルの「並べ替え」の機能を利用して名寄せを行なうと便利です。

## 【名寄せ前】

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 7. 11	〇〇財団	東京都港区〇〇3-7	1,000,000		1,000,000					
2011. 8. 17	福岡梅代	福岡市博多区〇〇3-2-1	20,000				20,000			代表理事
2011. 8. 17	福岡花子	"	10,000				10,000			理事と生計一
2011. 9. 22	大野太郎	大野城市〇〇364番地	3,000			3,000				1回目
2011. 10. 01	石原太一	福岡市中央区▲▲	1,500						1,500	
2011. 10. 01	石原次郎	福岡市中央区▲▲	1,500						1,500	
2011. 12. 21	中村〇〇〇	福岡市東区〇〇34番地	1,000						1,000	生計一
2011. 12. 21	中村〇〇	"	1,000						1,000	"
2011. 12. 21	中村〇	"	1,000						1,000	"
2012. 3. 1	〇〇財団	東京都港区〇〇3-7	1,000,000		1,000,000					
2012. 3. 28	大野太郎	大野城市〇〇364番地	3,000			3,000				2回目

①同一事業年度内で複数回の寄附をしている者を名寄せします

②寄附者本人と生計を一にする者を名寄せします

③役員および役員と生計を一にする者を名寄せします

④同一の者からの寄附金（寄附金として扱う賛助会費を含む）、補助金、助成金も合わせて名寄せします



① 同一事業年度内で複数回の寄附をしている者を名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 9. 22	大野太郎	大野城市〇〇364番地	3,000			3,000				1回目
2012. 3. 28	大野太郎	大野城市〇〇364番地	3,000			3,000				2回目
						6,000				

② 寄附者本人と生計を一にする者を名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 12. 21	中村〇〇〇	福岡市東区〇〇34番地	1,000						1,000	生計一 } }
2011. 12. 21	中村〇〇	"	1,000						1,000	
2011. 12. 21	中村〇	"	1,000						1,000	
									3,000	

合算して3千円以上となった場合は、3千円以上の欄へ変更します

寄附者名簿から判断する場合は、住所と姓が同じ者は生計を一にする者として名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 10. 01	石原太一	福岡市中央区▲▲	1,500						1,500	
2011. 10. 01	石原次郎	福岡市中央区▲▲	1,500						1,500	
									3,000	

③ 役員及び役員と生計を一にする者を名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 8. 17	福岡梅代	福岡市博多区〇〇3-2-1	20,000				20,000			代表理事
2011. 8. 17	福岡花子	"	10,000				10,000			理事と生計一
							30,000			

④ 同一の者からの補助金、助成金も合わせて名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 7. 11	〇〇財団	東京都港区〇〇3-7	1,000,000		1,000,000					
2012. 3. 1	〇〇財団	東京都港区〇〇3-7	1,000,000		1,000,000					
					2,000,000					

## 【名寄せ後】

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満	
2011. 7. 11他	〇〇財団	東京都港区〇〇3-7	2,000,000		2,000,000					
2011. 8. 17	福岡梅代	福岡市博多区〇〇3-2-1	30,000				30,000			代表理事他1名
2011.9.22他	大野太郎	大野城市〇〇364番地	6,000			6,000				
2011. 10. 01	石原太一	福岡市中央区▲▲	3,000			3,000				他1名
2011. 12. 21	中村〇〇〇	福岡市東区〇〇34番地	3,000			3,000				他2名

合算して3千円以上となった場合は、3千円以上の欄へ変更します

### 【法人等が複数の寄附者からの寄附金をとりまとめて寄附をした場合】

株式会社や任意団体などが従業員や顧客から寄附を募り、集めた寄附金をNPO法人に寄附した場合には、集めた寄附者の明細が不明でも、その寄附を募集した法人や任意団体に積極的な募集行為、寄附行為が認められる場合には、その法人や任意団体を1人としてカウントし、絶対値基準の判定に含めることができます。ただし、とりまとめをした法人や任意団体の名称・住所が明確となっている必要があります。

また、集めた寄附金を預り金として区分し、個々の寄附者の氏名（法人・団体にあつてはその名称）、住所または主たる事務所の所在地、寄附金の額を管理している場合には、個々の寄附者を1人としてカウントすることができます。

名寄せ後に、人数をカウントします

名寄せ後

寄附者名簿(絶対値基準)

特定非営利活動法人 福岡会

事業年度平成23年4月1日～平成24年3月31日

単位 円

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考	人数
						3千円以上	役員等	匿名	3千円未満		
2011. 4. 10	0000	福岡市中央区001-8-20	10,000			10,000					0
2011. 5. 22	0000	福岡市南区003-5-4	1,000						1,000		x
2011. 7. 2	0000	福岡市中央区004-20	30,000			30,000					0
2011. 7. 11他	00財団	東京都港区003-7	2,000,000		2,000,000						0
2011. 8. 17	福岡梅代	福岡市博多区003-2-1	30,000				30,000			他1名	x
2011. 9. 8	000	福岡市博多区0004-6-5	50,000			50,000					0
2011.9.22他	大野太郎	大野城市00364番地	6,000			6,000					0
2011. 10. 01	石原太一	福岡市中央区▲▲	3,000			3,000				他1名	0
2011. 10. 12	0000	福岡市早良区004-2-22	3,000			3,000				賛助会費	0
2011. 10. 10	000	不明	5,000					5,000			x
2011. 10. 27	不明	不明	2,000					2,000			x
2011. 11. 15	000000	東京都渋谷区003-2-1	2,000						2,000		x
2011. 11. 27	株式会社	福岡市博多区00町2-5-1	100,000			100,000					0
2011. 11. 30	000000	新宮市001-5-2	10,000			10,000					0
2011. 12. 21	中村000	福岡市東区0034番地	3,000			3,000				他2名	0
~~~~~											
2012. 3. 6	000	北九州市八幡西区0035番地	20,000			20,000					0
2012. 3. 8	0000	福岡市東区001-2-17	5,000			5,000					0
合 計			2,645,000	0	2,000,000	440,000	120,000	15,000	70,000		98名
						645,000					

受取助成金と3千円以上の受取寄附金をカウントする

# 11. 第1表(絶対値基準)の記入方法

## (1) 実績判定期間内のすべての事業年度で3,000円以上の寄附者の数が100人以上の場合

表の上半分に下記の項目を記入します。表の下半分の記入は不要です。

- ① 「実績判定期間内の各事業年度」①欄②欄に事業年度を記入します。
- ② 「年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である」欄の「はい」に○をします。
- ③ 「チェック欄」の下の3つの項目を確認し、「チェック欄」に✓を書きます。
  - 寄附者の氏名及び住所が明らかな寄附者のみを数えている。
  - 寄附者と生計を一にする者を合算して一人としている。
  - 役員およびその役員と生計を一にする者からの寄附金を除いている。

## (2) 実績判定期間内のいずれかの事業年度で3,000円以上の寄附者の数が100人未満である場合

- ① 「実績判定期間内の各事業年度」①欄②欄に事業年度を記入します。
- ② 「年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である」欄のどちらかが「いいえ」になります。
- ③ 「チェック欄」の下の3つの項目を確認し、「チェック欄」に✓を書きます。

引き続き、表の下半分も記入します。

- ④ 「年3,000円以上の寄附者の数」③欄④欄にそれぞれの事業年度の寄附者数を記入し、Aに合計人数を記入します。Bに実績判定期間の月数の合計を記入します。
- ⑤ Aを計算式のA(分子)に、Bを計算式のB(分母)に転記します。
- ⑥ 分子から先に計算するので、Aに12をかけてから、Bで割ります。  
この人数が100人以上であれば、絶対値基準をクリアできます。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

### 【年平均100人以上になる例】

#### 例1 事業年度が12月ない場合

1期目(6月)の寄附者数30人、2期目(12月)の寄附者数130人の場合  
(30人+130人)÷18月×12月=106.666...人 $\geq$ 100人となります。

#### 例2 寄附者の人数が100人未満の事業年度がある場合

1期目(12月)の寄附者数80人、2期目(12月)の寄附者数120人の場合  
(80人+120人)÷24月×12月=100人 $\geq$ 100人となります。

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	実績判定期間	H23年4月1日～ 25年3月31日			
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること					チェック欄 	
<b>【留意事項】</b> 1 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。						
実績判定期間内の各事業年度	自	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	至	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
<b>【チェック欄】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。						
○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。						
年3,000円以上の寄附者の数	a	b	c	d	e	合計
	98 人	146 人	人	人	人	A 244 人
実績判定期間の月数 （注）一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B 24 月
$  \frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \quad 244 \text{ 人} \times 12}{B \quad 24 \text{ 月}} = \boxed{122 \text{ 人}} \geq 100 \text{ 人}  $						

3 認定基準と申請書類の作成方法 認定基準1号

## 12. 相対値基準(原則用・小規模法人用)

実績判定期間の経常収入金額のうち、寄附金等の収入金額の占める割合が20%以上であること

相対値基準は、絶対値基準に比べると計算方法が複雑なうえ、作成する書類も多く手間がかかりますが、割合で判定するため小規模な法人でも基準をクリアできる場合があります。

一般的に運営資金の大半を事業収益でまかなっている法人や、街頭募金や小口の寄附に頼っている法人、大口の寄附者に依存している法人には厳しい基準ですが、その一方で、小規模法人用の規定、正会員の会費を寄附金とみなすことができる規定、行政からの委託事業がある法人や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の事業を実施する法人に有利な規定があります。

### 【原則用と小規模法人用】

相対値基準の計算方法には、原則用と小規模法人用の2種類があり、法人が任意で選択をすることができます。ただし、小規模法人用で計算するためには、次の2つの要件に該当する必要があります。

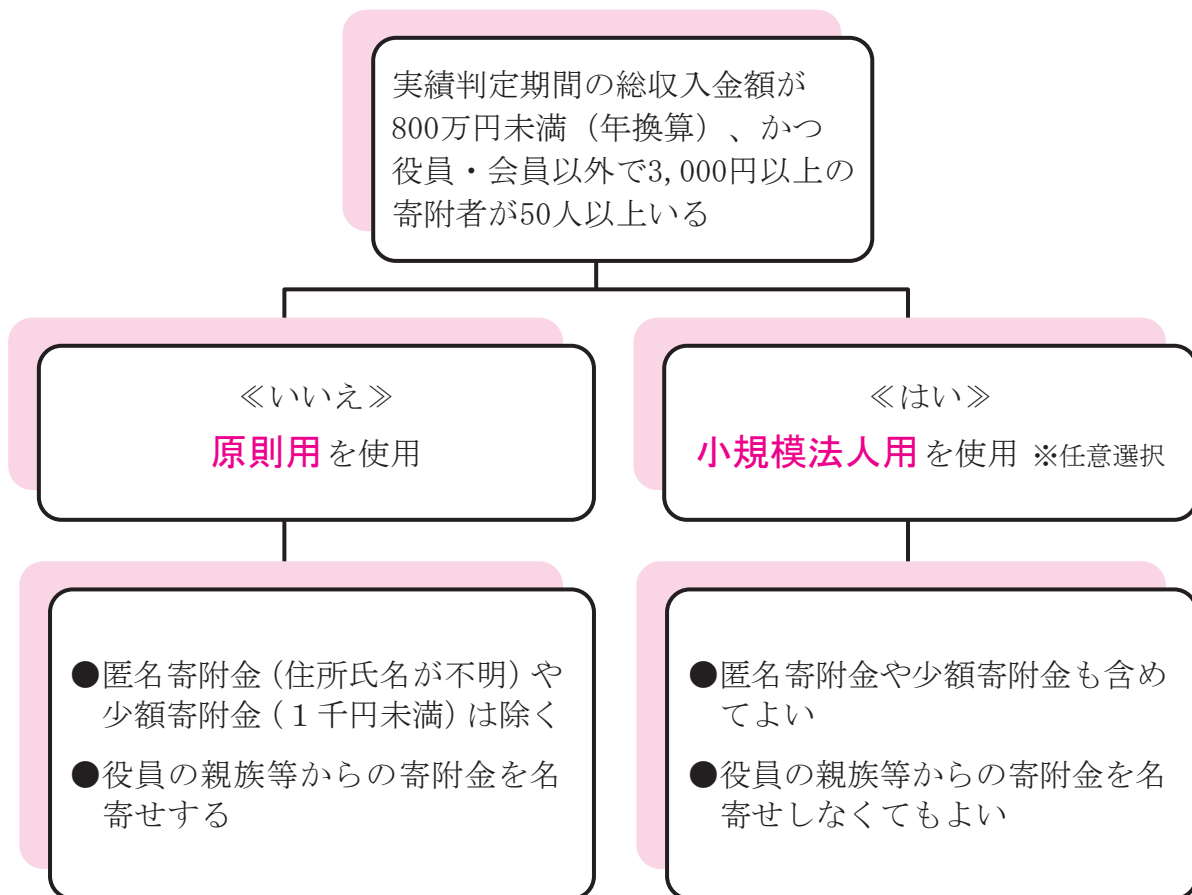
- ① 実績判定期間の総収入金額÷実績判定期間の月数×12 が 800万円未満である。
- ② 実績判定期間における3,000円以上の寄附者が50人以上（役員や正会員を除く。）いる。

小規模法人用は、PSTの寄附金の計算をする際に匿名寄附金や少額寄附金も含めることができるため寄附金の額が多くなること、役員の親族等からの寄附金を名寄せする必要がないことなど、原則用に比べて計算が簡単になるというメリットがあります。

原則用と小規模法人用では、申請書類の書式や作成方法が一部異なります。このマニュアルでは、最初に原則用、次に小規模法人用について説明しますが、詳細な作成方法は原則用に記載していますので必要に応じて参照してください。



## 【原則用と小規模法人用の選択】



## 【相対値基準の申請書作成の手順】



# 13. PST用計算資料の作り方(相対値基準)

PSTの相対値基準では、寄附金の内容を正確に把握することが必要になります。次頁のような資料をエクセル等を利用して作成し、日々データを管理して毎事業年度終了後に集計できるようにしておくといでしょう。

## (1) 集計用の寄附者名簿を作成します

実績判定期間のすべての事業年度の寄附者名簿(→P45)を合算します。

次に、寄附金を受取補助金、受取助成金、受取寄附金の3つに分け、それぞれ該当する欄に寄附金の金額を転記します。国の補助金等<sup>4</sup>、特定公益増進法人<sup>5</sup>や認定NPO法人からの助成金、寄附金はその旨備考欄に記入し、後で把握できるようにしておきます。

受取寄附金については、さらに次の4つの種類に分類しておく便利です。

- ① 1,000円以上の寄附金
- ② 役員及びその親族等<sup>6</sup>からの寄附金
- ③ 匿名寄附金
- ④ 1,000円未満の寄附金

正確に転記ができていれば、寄附金額の合計金額と、受取補助金、受取助成金、受取寄附金の合計金額の合計は一致します。また、受取補助金、受取助成金、受取寄附金の合計金額は、合算活動計算書(→P33)の各勘定科目の期末残高と一致します。

## (2) 名寄せをします

- ① 最初に、実績判定期間内で複数回の寄附をしている者を名寄せします。
- ② 役員及びその親族等を名寄せします。  
(小規模法人用の場合は、役員の親族等からの寄附金を合算する必要はありません。)
- ③ 寄附金(寄附金として扱う賛助会費を含む。)と一緒に助成金、補助金も合わせて名寄せをします。

## (3) 合計額を確認します

名寄せ前の寄附者名簿(→P59)と名寄せ後の寄附者名簿(→P62)の合計の金額が一致しているか確認します。一致しない場合は、集計が間違っていますので再度確認してください。

4 国等(国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。)から交付される補助金や助成金で対価性のないものをいいます。(名目は補助金でも実質、事業の委託料や資産の譲渡の対価であるものは除きます。)

5 公共法人、公益法人等(一般社団法人及び一般財団法人を除く)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、法人税法施行令第77条に規定する法人。

6 親族等の定義は、P92脚注1を参照してください。

【サンプル法人の作成資料】

名寄せ前

実績判定期間内の各事業年度の合算

寄附者名簿(相対値基準)

特定非営利活動法人 緑の会

事業年度平成23年4月1日～平成25年3月31日

単位 円

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2011. 4. 10	0000	福岡市中央区001-8-20	10,000			10,000				
2011. 5. 22	0000	福岡市南区003-5-4	500						500	
2011. 6. 14	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	500,000	500,000						
2011. 7. 2	0000	福岡市中央区004-20	30,000			30,000				
2011. 8. 17	田川太郎	福岡市博多区003-2-1	150,000				150,000			代表理事
2011. 8. 17	田川花子	〃	100,000				100,000			理事と生計一
2011. 9. 8	飯塚スミレ	福岡市博多区0004-6-5	1,000,000			1,000,000				遺贈
2011. 9. 22	大野太郎	大野城市00364番地	500						500	
2011. 10. 12	0000	福岡市早良区004-2-22	3,000			3,000				賛助会費
2011. 10. 10	000	不明	5,000					5,000		
2011. 10. 27	不明	不明	2,000					2,000		
2011. 11. 15	000000	東京都渋谷区003-2-1	2,000			2,000				
2011. 11. 27	㈱福岡緑工	福岡市博多区00町2-5-1	100,000			100,000				
2011. 11. 30	000000	新宮市001-5-2	10,000			10,000				
2011. 12. 21	中村000	福岡市東区0034番地	2,000			2,000				
2011. 12. 21	中村00	〃	2,000			2,000				
2011. 12. 21	中村0	〃	500						500	
合 計			5,398,000	1,000,000	1,500,000	2,518,000	300,000	50,000	30,000	
						2,898,000				

住所がわからない場合は匿名寄附として扱います

実績判定期間の各事業年度の寄附者名簿の合計額と一致します

合算活動計算書の受取補助金、受取助成金、受取寄附金の各科目の合計額と一致

【名寄せの方法】

【名寄せ前】

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2011. 6. 14	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	500,000	500,000						
2011. 8. 17	田川太郎	福岡市博多区〇〇3-2-1	150,000				150,000			代表理事 理事と生計一
2011. 8. 17	田川花子	〃	100,000				100,000			
2011. 9. 22	大野太郎	大野城市〇〇364番地	500						500	
2011. 11. 27	株福岡緑工	福岡市博多区〇〇町2-5-1	100,000			100,000				
2012. 6. 14	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	500,000	500,000						
2012. 9. 9	(財)太陽財団	福岡市早良区〇-1-〇〇	500,000		500,000					
2013. 2. 1	株福岡緑工	福岡市博多区〇〇町2-5-1	500,000			500,000				
2013. 3. 9	(財)太陽財団	福岡市早良区〇-1-〇〇	500,000		500,000					
2013. 3. 28	大野太郎	大野城市〇〇364番地	500						500	

①実績判定期間内で複数回の寄附をしている者を名寄せします

②役員及びその親族等を名寄せします

③寄附金(寄附金として扱う賛助会費を含む)と一緒に補助金、助成金も合わせて名寄せをします



① 実績判定期間内で複数回の寄附をしている者を名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2011. 9. 22	大野太郎	大野城市〇〇364番地	500						500	
2013. 3. 28	大野太郎	大野城市〇〇364番地	500						500	
									1,000	

合算して1千円以上となった場合は1千円以上の寄附金へ変更

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2011. 11. 27	株福岡緑工	福岡市博多区〇〇町2-5-1	100,000			100,000				
2013. 2. 1	株福岡緑工	福岡市博多区〇〇町2-5-1	500,000			500,000				
						600,000				

② 役員及びその親族等を名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2011. 8. 17	田川太郎	福岡市博多区〇〇3-2-1	150,000				150,000			代表理事
2011. 8. 17	田川花子	"	100,000				100,000			理事と生計一
							250,000			

③ 同一の者からの補助金、助成金も合わせて名寄せします

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2011. 6. 14	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	500,000	500,000						
2012. 6. 14	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	500,000	500,000						
				1,000,000						

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2012. 9. 9	(財)太陽財団	福岡市早良区〇-1-〇〇	500,000		500,000					
2013. 3. 9	(財)太陽財団	福岡市早良区〇-1-〇〇	500,000		500,000					
					1,000,000					



【名寄せ後】

受領年月日	寄附者名	住所又は事務所の所在地	寄附金額	受取補助金	受取助成金	受取寄附金				備考
						1千円以上	役員等	匿名	1千円未満	
2011. 6. 14他	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	1,000,000	1,000,000						
2011. 8. 17他	田川太郎	福岡市博多区〇〇3-2-1	250,000				250,000			代表理事他1名
2011. 9. 22他	大野太郎	大野城市〇〇364番地	1,000				1,000			
2011. 11. 27他	㈱福岡緑工	福岡市博多区〇〇町2-5-1	600,000				600,000			
2012. 9. 9他	(財)太陽財団	福岡市早良区〇-1-〇〇	1,000,000		1,000,000					

合算して1千円以上となった場合1千円以上の寄附金とする





## 14. 基準限度超過額の計算方法

名寄せが終わったら基準限度超過額を計算し、第1表付表1（受け入れた寄附金の明細表）を作成します。

PSTは実績判定期間の経常収入金額（分母）のうち、寄附金や助成金等（分子）の占める割合が20%以上であることを要件としますが、このとき基準限度超過額は分子の額から控除します。PSTは市民から広く支持を受けているかどうかを判定する基準なので、少数の寄附金に依存した活動を排除するためにこの規定が設けられています。

基準限度超過額とは、実績判定期間内のすべての寄附者ごと（名寄せ後）に、寄附金の合計額と基準限度額とを比較して、基準限度額を超える寄附金の額を合計したものです。

$$\text{基準限度額} = \text{受入寄附金総額} \times 10\%$$

（特定公益増進法人と認定NPO法人からの寄附金の場合は50%）

$$\text{基準限度超過額} = \text{同一人からの寄附金額} - \text{基準限度額}$$

（ただし、マイナスとなる場合は0円）

※ 受入寄附金総額は実績判定期間の受取寄附金と受取助成金の合計額（国の補助金等を含みません。）と一致します。

### 例1

分母の合計が100万円で、分子は会員Aさんからの寄附金25万円の場合

$$\text{基準限度額は } 250,000\text{円} \times 10\% = 25,000\text{円}$$

$$\text{基準限度超過額は、} 250,000\text{円} - 25,000\text{円} = 225,000\text{円}$$

$$\text{PST計算は } (250,000\text{円} - 225,000\text{円}) \div 1,000,000\text{円} = 2.5\%$$

PSTは2.5%で20%以上になりません。

### 例2

分母の合計が100万円で、分子は25名が1万円ずつ寄附し計25万円の場合

$$\text{基準限度額は} 250,000\text{円} \times 10\% = 25,000\text{円}$$

$$\text{基準限度超過額は、} 10,000\text{円} < 25,000\text{円} \text{ なので } 0\text{円}$$

$$\text{PST計算は } (250,000\text{円} - 0\text{円}) \div 1,000,000\text{円} = 25\%$$

PSTは25%で20%以上となります。



**(1) 実績判定期間の基準限度額を計算します**

- ① 最初に、受入寄附金総額の金額を計算します。

サンプル法人の名寄せ後の寄附者名簿 (→P62) では、受取補助金 1,000,000円、受取助成金 1,500,000円、受取寄附金 2,898,000円ですが、このうち受取補助金(福岡県からの補助金)は国の補助金等に該当しますので、受入寄附金総額は受取寄附金と受取助成金の合計額 4,398,000円 になります。

- ② 受入寄附金総額から基準限度額を計算します。

$$4,398,000円 \times 10\% = 439,800円$$

※特定公益増進法人と認定NPO法人からの寄附金の場合

$$4,398,000円 \times 50\% = 2,199,000円$$

**(2) 寄附金の合計額が基準限度額を超える寄附者を抜き出して基準限度超過額を計算します**

ただし、役員等からの20万円以上の寄附金と、特定公益増進法人や認定NPO法人からの寄附金がある場合は、基準限度額以下であっても、基準限度超過額を計算しておきます。

**各人ごとの基準限度超過額の計算**

寄附者の氏名又は名称	寄附金の額 a	基準限度額 b	基準限度超過額 a-b	第1表付表1への記載
田川 太郎	250,000円	439,800円	0円	→役員欄に記載→㊸欄
飯塚スミレ(遺贈)	1,000,000円	439,800円	560,200円	→遺贈→㊸欄&㊹・㊺欄内書き
株福岡緑工	600,000円	439,800円	160,200円	
株ハマケン緑化(助成金)	500,000円	439,800円	60,200円	
公益財団法人 太陽財団(助成金)	1,000,000円	2,199,000円	0円	→特定公益増進法人等→㊸欄
合計			780,600円	→基準限度超過額合計→㊺欄

特定公益増進法人のため基準限度額は2,199,000円となります

a-bがマイナスのときは0円とします

# 15. 第1表付表1(受け入れた寄附金の明細表)の記入方法

P65で作成した、基準限度超過額の資料を基に記入していきます。

## (1) 基準限度額の計算

実績判定期間の基準限度額を計算し、㊸欄㊹欄に記入します。

㊸欄の受入寄附金総額は、第1表(→P71)の㊶欄の「受入寄附金総額」及び実績判定期間の受取寄附金と受取助成金の合計額と一致します。

## (2) 寄附者の氏名及びその住所が明らかでない寄附金

㊺欄に匿名寄附金の合計額を記入します。

この金額は第1表(→P71)の㊷欄㊸欄の「匿名寄附金の額」及び実績判定期間の寄附者名簿の「匿名寄附金の額」の合計額と一致します。

## (3) 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附金

氏名及びその住所が明らかな寄附金を以下の4つに区分しそれぞれの寄附金合計額、基準限度額、基準限度超過額の合計額を記入します。

㊻ 役員等からの20万円以上の寄附金

役員等からの寄附金で実績判定期間の合計額が20万円以上のものについては、各人別に明細を記入し、その合計額を㊻欄に記入します。

㊼ 特定公益増進法人及び認定NPO法人からの寄附金

㊽ ㊻㊼㊾以外の寄附金 (㊸-㊹-㊻-㊼-㊾の金額です)

㊿ 1,000円未満の寄附金

㊸ ㊻㊼欄 + ㊽㊾欄 + ㊿欄 + ㊿欄

㊹ ㊽㊾欄 + ㊿欄 + ㊿欄

相続<sup>6</sup>または遺贈<sup>7</sup>により財産を取得した人から、相続税の申告期限<sup>8</sup>までに、特定非営利活動事業のためにその取得した財産の寄附を受けた場合またはNPO法人が遺贈を受けた場合には、その金額を( )内に内書きます。内書きですので、㊽欄㊿欄に記入した金額には( )内の贈与または遺贈を受けた寄附金額、基準限度額、基準限度超過額の金額が含まれます。

6 被相続人(亡くなった人)の財産を、相続人が取得すること。

7 遺言書により相続人でない人や法人等が財産を取得すること。

8 相続税の申告期限は、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内です。



## 16. 第1表付表2(社員から受け入れた会費の明細表)の記入方法

相対値基準では、正会員の会費のうち一定の金額を寄附金とみなして分子に算入することができます。

この付表を作成する前に、認定基準2の第2表(→P89)を作成し共益的活動の割合を計算する必要があります。

### (1) 社員の会費に関する基準

社員とは定款で定めた議決権のある正会員のことをいいます。

正会員から受け入れた会費のうち一定の金額を分子に加算するためには、次の要件を満たす必要があります。

- イ 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること
- ロ 社員の数(役員等を除く。)が20人以上であること

基準を満たしていることを証明する書類の名称とその内容を記入し、判定の結果を記入します。

- イ、ロのいずれかが「いいえ」の場合は、下半分に記入する必要はありません。
- イ、ロが両方「はい」の場合は、下半分も記入してください。

### (2) 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費のうち公益的活動に対応する部分を計算します。

- ① 実績判定期間の合算活動計算書(→P33)に計上されている正会員受取会費の合計額を記入します。
- ② 共益的活動の割合は認定基準2の第2表③欄(→P89)の割合を転記します。
- ③ ①の会費の額に②の割合を乗じた金額を記入します。
- ④ ①から③を差し引いて、公益的活動に対応する社員の会費の額を計算します。

社員の会費をPSTの計算上の分子に算入しない場合にも、第1表付表2は提出します。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人 緑の会	実績判定期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会費規程に社員の会費については、一律5千円と規定	はい いいえ
ロ 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である	社員名簿に100名記載	はい いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

実績判定期間の合算活動計算書の正会員受取会費の合計金額を記入する

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	925,000
共益的活動の割合（第2表③欄）	.....	②	2%
①から控除する金額（①×②）	.....	③	18,500
差引金額（①－③）	.....	④	906,500

第2表で計算した共益的活動の割合を転記 P89参照

第1表⑤欄に転記する。ただし、第1表⑥欄の金額が限度額

# 17. 第1表(相対値基準・原則用)の記入方法

第1表は上半分で経常収入金額(分母)、下半分で寄附金等収入金額(分子)を計算し、一番下にPSTの割合を記入します。分母と分子にそれぞれ控除するもの、分子には加算するものがあります。

第1表の記載内容は以下のとおりです。

① 経常収入金額 分母の計算		
ア	総収入金額	実績判定期間の活動計算書に記載されている経常収益計と経常外収益計の合計額
イ	国の補助金等の金額	国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から交付される補助金で対価性のないものをいいます (→P 73)
ウ	控	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額
エ	除	法律等の規定に基づく事業で、国や地方公共団体が負担する金額
オ	金	資産の売却による臨時的な収入の金額
カ	額	遺贈による寄附金の基準限度超過額
キ		少額寄附金
ク		匿名寄附金
ケ	差引金額 (=①)	総収入金額 - 控除金額
② 寄附金等収入金額 分子の計算		
コ	受入寄附金総額	実績判定期間の活動計算書に記載されている受取寄附金と受取助成金の合計額
サ	控除金額	一者あたりの基準限度超過額
シ		少額寄附金
ス		匿名寄附金
セ	差引金額	コ - 控除金額
ソ	会費収入	社員から受け入れた寄附金のうち一定の金額 第1表付表2④の金額 (→P 69)
タ	国の補助金等の金額	国の補助金等の金額うち一定の金額
チ	合計金額 (=②)	セ + ソ + タ

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人 緑の会	実績判定期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。			チェック欄 <input type="radio"/>
経常収入金額(㉞の金額)		実績判定期間	① 7,657,200円
総収入金額		㉞	10,287,400円
控除金額	国の補助金等の金額(㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	①	1,000,000円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉞	1,000,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊥	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉠	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)①欄の「( )」)	㉡	560,200円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)⑩欄)	㉢	20,000円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)⑪欄)	㉣	50,000円
差引金額(㉞-①-㉞-㊥-㉠-㉡-㉢-㉣)	㉞	7,657,200円	
寄附金等収入金額(㉡の金額)		②	4,453,900円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)④欄)		㉡	4,398,000円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㉡	780,600円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)⑩欄)	㉢	20,000円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)⑪欄)	㉣	50,000円
差引金額(㉡-㉡-㉢-㉣)	㉡	3,547,400円	
会費収入(㉡欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれか少ない金額)	㉞	906,500円	
国の補助金等の金額(㉡欄の金額を限度とする。)	㉟	円	
合計金額(㉡+㉞+㉟)	㉞	4,453,900円	
基準となる割合(②÷①)		③	58.16%

実績判定期間の活動計算書の経常収益と経常外収益の金額の合計

分母から「国の補助金等の金額」を控除した場合には、分子には加算しません (→P72)

付表1⑩欄から転記

社員の会費(付表2④欄の金額)と㉡欄の金額のいずれか少ない金額

「国の補助金等の金額」を分子に加算する場合は㉡欄の金額が限度額になります

### 【国の補助金等がある場合】

国からの補助金等がある場合は、次の2つの方法のうちどちらか有利な方を選択して計算をすることができます。ただし国の補助金等が複数ある場合、実績判定期間内で同一の選択をする必要があるため、特定の補助金は①、その他については②といった選択をすることはできません。

#### ① 分母と分子に含めない

この場合は、国の補助金等の金額を分母の④欄（控除項目）に記入します。分子の⑧欄（加算項目）には記入しません。

#### ② 分母に全額、分子に一定の金額を含める

この場合は、分母の④欄（控除項目）には記入しません。分子の⑧欄（加算項目）には国の補助金等の金額と⑥欄の金額を比較していずれか小さい方の金額を記入します。

選択にあたっては、一度試算をされることをおすすめします。（国の補助金等の説明は、P58脚注4を参照）

### 【会費収入を分子に加算する場合】

第1表付表2で計算した金額（④欄の金額）と、⑥欄の金額を比較していずれか小さい方の金額を⑧欄に記入します。

分子に加算することができる国の補助金等の金額や正会員の会費収入は、どちらも⑥欄の差引金額が限度額になりますので注意してください。



**【PSTの分母から控除する金額】**

PSTの計算上、分母から控除するもののうち次の3つはいずれも国等から支給されるものです。

- ① 国の補助金等の金額
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額
- ③ 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国または地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額

これらを控除する理由は、PSTは分母が小さい方が基準を満たしやすいため、交付の決定や委託事業の契約の成立などの事実により、一定の公益性を満たしたと判断して、申請者がPSTの計算で不利にならないよう配慮したものです。

③には介護保険事業者が国保連<sup>9</sup>から受け取る介護保険収入のうちの約半分（国等の負担分）、障害者総合支援法に基づく事業者が国保連から受け取る介護給付費や訓練等給付費の全額がこれに該当します。

したがってこれらの事業を行なっている法人は、分母の金額が小さくなるため相対値基準をクリアしやすくなります。

9 福岡県国民健康保険団体連合会

## 18. 第1表と第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）の記入方法

相対値基準（小規模法人用）と（原則用）との違いは次の2点のみです。

- ① 役員と役員の親族からの寄附金を名寄せする必要がありません
- ② 匿名寄附金や少額寄附金を分母、分子の両方に含めて計算することができます

第1表と第1表付表1は、原則用と書式が異なりますので、間違えないようにしてください。第1表付表2は、原則用、小規模法人用とも同じ書式です。

### （1）小規模法人の判定

- ① 実績判定期間の総収入金額  
実績判定期間の合算活動計算書（→P33）の経常収益計と経常外収益計の合計額を記入します。
- ② 実績判定期間の月数  
実績判定期間の月数の総数を記入します。月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
- ③ 分子から先に計算するので、①の金額に12を乗じて、②の月数で割ります。  
A欄の金額が800万円未満であれば、「はい」に○をして次に進みます。
- ④ 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3,000円以上である寄附者（役員と社員を除く。）が50人以上であれば「はい」に○をします。
- ⑤ 小規模法人の特例を適用するかどうかは法人の任意です。

### （2）小規模法人の特例計算を適用する場合

小規模法人用も、上半分で経常収入金額（分母）、下半分で寄附金等収入金額（分子）の計算を行ない、一番下の㊤欄にP S Tの割合を記入します。

基本的には原則用と同じですが、少額寄附金、匿名寄附金を分母と分子から控除しないため、記入欄がありません。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

国の補助金等がある場合は、相対値基準（原則用）の説明を参考に記入してください。（→P72）

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）

法人名	特定非営利活動法人 緑の会	実績判定期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日
実績判定期間(注意事項参照)における下欄3の㊸欄の金額に占める㊹欄の金額の割合(㊺欄)が、5分の1以上であること			チェック欄 <input type="radio"/>
小規模法人の判定			
1	$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額 } 10,287,400 \text{ 円}}{\text{実績判定期間の月数 } 24 \text{ 月}} \times 12 = \text{㊸ } 5,143,700 \text{ 円}$		
	㊸が800万円未満である	<input checked="" type="radio"/> はい	2へ
		<input type="radio"/> いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	<input checked="" type="radio"/> はい	小規模法人の特例計算・・・適用可3へ
		<input type="radio"/> いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
3	小規模法人の特例計算を適用する場合		
総収入金額		㊻	10,287,400円
控除金額	国の補助金等の金額(㊼欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊼	1,000,000円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊽	1,000,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊾	円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㊿	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊿欄の「( )」)	㊿	560,200円
差引金額(㊻-㊼-㊽-㊾-㊿)		㊿	7,727,200円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊿欄)		㊿	4,398,000円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊿欄)	㊿	780,600円
差引金額(㊿-㊿)		㊿	3,617,400円
会費収入(㊿欄付表2(相対値基準用)㊿欄のうちいずれか少ない金)		㊿	906,500円
国の補助金等の金額(㊿欄の金額を限度とする)		㊿	円
合計金額(㊿+㊿+㊿)		㊿	4,523,900円
基準となる割合(㊿÷㊿)		㊿	58.54%

実績判定期間における年平均収入金額を計算します

各欄の記入方法については、P70原則用の説明を参照してください

第1表(原則用)(→P71)と同じですが、1,000円未満の寄附金、匿名寄附金を分子・分母から控除しないため、記入欄がありません





## 19. 第1表(条例個別指定基準)の記入方法

この基準は、NPO法人が申請書を提出する日の前日において、都道府県または市町村の条例により個別に指定を受けており、かつ条例を制定した都道府県または市町村の区域内に事務所がある場合は、認定基準1号のPSTを満たすというものです。

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金の税額控除の対象となる法人として、条例でNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が明らかにされているものをいいます。

### (1) 条例を制定した都道府県又は市町村

条例を制定した都道府県または市町村の名称を記入します。

### (2) 条例指定年月日

条例指定を受けた年月日を記入します。

申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつその条例の効力が生じている必要があります。

### (3) 事務所所在地

条例を制定した都道府県または市町村の区域内に事務所がある場合は、「はい」に○をします。事務所がない場合には、条例個別指定基準を満たすことはできませんので、他のPST基準（相対値基準または絶対値基準）を満たす必要があります。

事務所所在地には、登記事項証明書に記載された主たる事務所または従たる事務所の住所を記入します。

### (4) 添付書類

所轄庁以外の都道府県または市町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた場合には、条例の写し（公報の写し）の添付が必要となります。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること		<input type="radio"/>
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>		
条例を制定した都道府県又は市区町村	福岡県	
条 例 指 定 年 月 日	平成 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 日	
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	事務所所在地
		〇〇市〇〇〇
<p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>		

## 20. 認定基準2号 共益性の判定

この基準は、実績判定期間の事業活動のうち、共益的な活動の占める割合によってNPO法人の公益性を判定するものです。

共益的活動とは、特定の限られた者のみが便益を受けるような活動のことをいいます。認定基準で共益的とされる活動は下表のとおりです。

共益的活動の内容		
イ	㉑	会員等に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供（対価を得ないで行なわれるもの等を除く。）
	㉒	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動
ロ	㉓	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動
ハ	㉔	特定の著作物または特定の者に関する活動
ニ	㉕	特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動

NPO法では、NPO法人について「不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする」（NPO法第2条）また、「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはならない」（NPO法第3条）と定めています。

したがって、そもそも共益的な活動を目的とする団体はNPO法人になることができません。NPO法人は事業を実施する上で、常に公益を意識し、事業内容が公益を目的としたものになっているか、活動の対象が不特定多数の市民となっているかどうか、気をつける必要があります。



公益性の判定は、具体的には活動の内容や実態などから判断して、共益的活動に該当する部分を抜き出して行ないます。

共益的活動に要した事業費の額が、実績判定期間の総事業費のうちに占める割合が50%以上になった場合は公益性が低いと判断され、認定基準を満たすことができません。

$$\frac{\text{実績判定期間の共益的活動に係る事業費の合計}}{\text{実績判定期間の事業費の合計}} < 50\%$$

認定の審査の際に、事業費と管理費に共通する費用がある場合には、それらの費用が事業費と管理費に適切に分けられているのか、その按分の根拠は適切か、共益的活動に係る事業費を管理費としていないか、といった点について根拠となる資料に基づき明確に説明できるようにしておく必要があります。(→ P189)

それでは、共益的活動について個別に見ていきます。

イ	①	会員等に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供（以下「資産の譲渡等」）（対価を得ないで行なわれるもの等を除く。）
	②	会員等の相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動

①の会員等に対する資産の譲渡等とは、NPO法人が特定の者に対して行なう書籍やグッズ等の物品販売、器具備品等のレンタル、各種サービスの提供、セミナー・講演会の開催などをいいます。

②は、特定のメンバーの親睦や交流を目的とした会合や、同好会、同窓会、趣味のサークル活動のように参加者だけが相互に便益を受けるような活動のことです。

次に掲げる会員等の定義に該当する者が、特定の限られた者になります。

#### 【会員等の定義】

会員等とは、次に掲げる者をいいます。

1. 会員
2. 継続・反復して資産の譲渡等を受けており、NPO法人の帳簿書類等に氏名等が記載されている者
3. 継続・反復して相互の交流、連絡または意見交換に参加し、NPO法人の帳簿書類等に氏名等が記載されている者
4. 役員（理事及び監事）

1はNPO法人が資産の譲渡等をするために利用会員や活動会員などの会員制度を設けている場合、その会員を指します。このときNPO法人の正会員（NPO法上の社員）が、そのまま会員に該当するとは限りません。ただし、定款等で「正会員は利用会員から選ぶ」「正会員は活動会員の資格を有する」等と定めている場合は、正会員＝会員となります。

2は継続・反復して物品の購入やサービスの利用をし、その氏名等が顧客名簿、利用者名簿等で管理されている者をいいます。

3は継続・反復して親睦会、交流会等に参加し、その氏名等が参加者名簿等で管理されている者をいいます。

4は申請するNPO法人の理事及び監事のことです。

ただし、これらに該当しない場合があります。

#### 【例外規定1 会員等に該当しない場合】

次の要件に該当する者は会員等にはなりません。

- ① 法人の運営または業務の執行に関係しない者
- ② 不特定多数の者を対象にしている資産の譲渡等を受けた者
- ③ 資産の譲渡等を受ける以外、法人の活動に関係しない者

#### 【例外規定2 ①aで資産の譲渡等に該当しない場合】

資産の譲渡等を無償で行なっている場合は、資産の譲渡等には該当しません。

さらに次のような場合も、資産の譲渡等には該当しません

- ④ 資産の譲渡等の対価の額が、通常対価の額の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額の場合
- ⑤ そのサービスの提供の対価が、最低賃金法による最低賃金相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額の場合

④は、例えば介護サービスの利用者負担額（利用料総額の10%負担）、福祉サービスの施設利用料（水道光熱費などの実費相当額）、福祉有償運送の利用者負担額などが考えられます。

⑤は、ひとり暮らしのお年寄りのための家事サービスの報酬（買い物1回につき400円、庭の草取り1時間500円など）や交通費の実費負担額などが考えられます。

このとき入会金や会費として受領した金額のうちに、値引きや割引額に相当するものが含まれている場合は、それらを含めた上で資産の譲渡等の対価の額として判定します。

入会金5,000円を支払うと、会員の交流会（参加費3,000円）に無料で参加できる。

⇒この場合の資産の譲渡等の対価の額は、本来の参加費相当額の3,000円です。

年会費5,000円を支払うと、会員向けセミナーの受講料（5,000円）が500円になる特典がある。

⇒この場合の資産の譲渡等の対価の額は、割引前の5,000円です。

### 例1 例外規定1に該当する場合

NPO法人福岡会では、規約で介護サービスの利用者は全て介護利用会員になることとしています。介護利用会員はNPO法上の社員ではなく、総会での表決権はありません。

介護利用会員は、例外規定1の3つの要件に該当するため会員等には該当しません。したがって、この場合の介護サービスは共益的活動には該当しません。

- ① 介護利用会員は表決権がないため、法人の運営等には関係しません。
- ② 規約では、会員になるための資格等はなく、介護を受ける必要のある者なら誰でも会員になることができます。
- ③ 介護利用会員は介護サービスを受ける以外は、NPO法人の活動に関わっていません。

### 例2 例外規定2に該当する場合

例1で、介護利用会員がNPO法上の社員で、総会での表決権がある場合。

介護利用会員は表決権があるため、例外規定1には該当せず、会員等になります。

しかし、介護サービスの利用者負担額は利用料総額の10%であるため、例外規定2の④に該当し、介護サービスは資産の譲渡等には該当しません。したがって、介護サービスは共益的活動には該当しません。

### 例3 資産の譲渡等が無償で行なわれている場合

NPO法人の正会員には、毎年1万円相当額の物品を購入し無償で配布している。

物品の配布が無償で行なわれているため、資産の譲渡等には該当しません。したがって共益的活動には該当しません。

しかし、この物品を配布することに正当な理由がない場合は、根拠のない利益の分配となり、NPO法の第2条に違反する可能性があります。また、理由があっても1万円という金額が世間一般の相場から不相当に高額であると判断されれば、認定基準4号のロを満たさないこととなります。あるいは、この活動自体が会員同士の相互扶助的な活動であると判断されれば、特定非営利活動ではなくその他の事業とみなされ、物品の購入金額が事業費の総額の20%を超えると認定基準4号のハを満たさないこととなります。 (→P104)

□	◎	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動
---	---	---------------------

NPO法人の活動により直接または間接に便益を受ける者が、会員等、特定の団体の構成員、特定の職域（職業や職務、職場など）に属する者、特定の地域に居住している者、または事務所等を有する者など特定の範囲の者に限定される活動のことをいいます。

たとえば、特定の職域に属する者の賃金の増額等を要求して雇用者等に対して行なう活動や、特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビル建設をする者に対して行なう活動などが該当します。

また、特定の地域とは一の市町村（政令市の場合は区）の区域の一部で地縁に基づく地域のことをいいます。自治会や町内会、小学校区といった単位で、地域住民の相互交流、施設等の運営管理などの活動を行なっている場合がこれに該当します。ただし、特定の地域が外国である場合は除きます。

#### 【条例個別指定法人の場合】

条例個別指定は、一定の地域の住民の福祉の増進に寄与するNPO法人を支援するための制度です。したがって条例個別指定法人は、特定の地域に居住している者、または事務所等を有する者といった地縁に基づく関係にあるものだけが便益を受けるような活動を行なっても共益的活動には該当しません。

1. 相対値基準、絶対値基準の場合の第2表の記入方法 → P88
2. 条例個別指定法人の場合の第2表の記入方法 → P90  
(1とは一部書式が異なりますので注意してください。)

ハ	㉔	特定の著作物または特定の者に関する活動
---	---	---------------------

特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供等にかかる活動です。ここでの著作物は、著作権法の保護の対象となる文芸・学術・美術・音楽等に限りませんが、広く一般に普及して普通名詞として使用されているものは該当しません。また、特定の者は人に限らず法人も含まれます。

たとえば特定の作家の作品や、その作家本人についての広報や展示会の開催などの他、特定の個人や団体の支援的な活動などがこれに該当します。

ニ	㉕	特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動
---	---	---------------------------------

特定の者に対して直接的にその者の意に反する活動を行なう場合だけでなく、特定の者の行なっている活動の認知度や、特定の者とNPO法人との関係等から判断して、間接的にその者の意に反する活動を行なっていると認められる場合も含まれます。

たとえば、何かの反対運動や差止請求運動などのため、抗議集会を開催したり裁判を起こしたりするのが作為的活動で、不買運動などあえて積極的な行為をしないことを不作為的活動といいます。

## 21. 共益的活動にかかる事業費の内訳表 (添付書類)

第2表作成の前に、「共益的活動にかかる事業費の内訳表」を作成しましょう。

### 【作業手順】

- ① まず共益的活動に該当する活動がないかを検討します。
- ② その活動がイからニのいずれの共益的活動に該当するのか該当する記号を記入します。
- ③ 具体的な活動の内容を記入します。
- ④ それぞれの活動に要した費用の額を記入し、合計します。
- ⑤ 認定基準等チェック表第2表の(a)~(c)欄に転記します。

### 共益的活動にかかる事業費の内訳表

特定非営利活動法人 緑の会

第2表のイロハニのいずれかを記入してください	イ			
共益的活動の内容を具体的に記入してください	会員のみが参加するグリーンツーリズム(参加費5千円、参加者のべ50名)			
1.事業費				
給料手当				
材料費				
諸謝金				
旅費交通費	150,000			
通信運搬費				
水道光熱費				
地代家賃				
植樹種苗費用	50,000			
2.管理費				
給料手当				
通信運搬費				
水道光熱費				
地代家賃				
印刷製本費				
雑費				
合計	200,000			

## 22. 第2表の記入方法

### (1) すべての事業活動に係る金額等

実績判定期間の事業費の合計金額を記入します。

事業費の合計金額は、合算活動計算書の経常費用のうちの事業費計の合計金額です。

特定非営利活動に係る事業以外に、その他の事業を実施している場合には、その他の事業の事業費も含めます。

### (2) ①のうちイ～ニの活動に係る金額等

表の合計①の金額を記入します。

#### 表の②～⑤欄

「共益的活動に係る事業費の内訳表」に記入したイ～ニの記号に応じて、②～⑤の各欄に事業費の金額を記入します。

#### 表の⑥欄

②～⑤の各欄の合計金額を記入します。

### (3) 基準となる割合 (②÷①)

実績判定期間の共益的活動に係る事業費の合計金額を、実績判定期間の事業費の合計金額で除して割合を計算します。

数字は、パーセントで記入してください。(例 10%、20%など)

#### 事業費以外の指標を使用する場合

事業費で計算した割合が50%以上になってしまう場合でも、活動に要した従事時間や従事した人数を用いて計算した割合が50%未満となる場合には、事業費以外の指標を用いて計算することができます。この場合は、算定の根拠となった勤務時間の集計表などの資料が必要になります。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。



認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 緑の会	チェック欄																																									
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること  イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動		<input type="radio"/>																																									
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"></td> <td style="width:50%; text-align:center; border: 1px solid black;">実績判定期間</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">すべての事業活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">①</td> <td style="width:5%; text-align:center;">(指標 )</td> <td style="width:90%; text-align:center;">9,530,700</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">②</td> <td style="width:95%; text-align:center;">200,000</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">イ</td> <td style="width:55%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:5%; text-align:center;">a</td> <td style="width:35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">b</td> <td style="text-align:center;">200,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">c</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">d</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">e</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">合 計</td> <td style="text-align:center;">(a+b+c+d+e)</td> <td style="text-align:center;">f</td> <td style="text-align:center;">200,000</td> </tr> </table> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⇨②へ</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基準となる割合 (②÷①)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">③</td> <td style="width:95%; text-align:center;">2%</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				実績判定期間	すべての事業活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">①</td> <td style="width:5%; text-align:center;">(指標 )</td> <td style="width:90%; text-align:center;">9,530,700</td> </tr> </table>	①	(指標 )	9,530,700	①のうちイ～ニの活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">②</td> <td style="width:95%; text-align:center;">200,000</td> </tr> </table>	②	200,000	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">イ</td> <td style="width:55%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:5%; text-align:center;">a</td> <td style="width:35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">b</td> <td style="text-align:center;">200,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">c</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">d</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">e</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">合 計</td> <td style="text-align:center;">(a+b+c+d+e)</td> <td style="text-align:center;">f</td> <td style="text-align:center;">200,000</td> </tr> </table>	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	200,000	ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e		合 計	(a+b+c+d+e)	f	200,000	⇨②へ	基準となる割合 (②÷①)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">③</td> <td style="width:95%; text-align:center;">2%</td> </tr> </table>	③	2%
	実績判定期間																																										
すべての事業活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">①</td> <td style="width:5%; text-align:center;">(指標 )</td> <td style="width:90%; text-align:center;">9,530,700</td> </tr> </table>	①	(指標 )	9,530,700																																							
①	(指標 )	9,530,700																																									
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">②</td> <td style="width:95%; text-align:center;">200,000</td> </tr> </table>	②	200,000																																								
②	200,000																																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">イ</td> <td style="width:55%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:5%; text-align:center;">a</td> <td style="width:35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">b</td> <td style="text-align:center;">200,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">c</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">d</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align:center;">e</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">合 計</td> <td style="text-align:center;">(a+b+c+d+e)</td> <td style="text-align:center;">f</td> <td style="text-align:center;">200,000</td> </tr> </table>	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	200,000	ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e		合 計	(a+b+c+d+e)	f	200,000	⇨②へ																		
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a																																									
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	200,000																																								
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c																																									
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d																																									
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e																																									
合 計	(a+b+c+d+e)	f	200,000																																								
基準となる割合 (②÷①)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">③</td> <td style="width:95%; text-align:center;">2%</td> </tr> </table>	③	2%																																								
③	2%																																										

3 認定基準と申請書類の作成方法 認定基準2号

## 23. 第2表(条例個別指定法人用)の記入方法

PSTを条例個別指定法人用で申請する法人のための書式です。相対値基準または絶対値基準で申請する法人用の書式とは異なりますので、間違えないよう注意してください。

### (1) すべての事業活動に係る金額等

実績判定期間の事業費の合計金額を記入します。

事業費の合計金額は、合算活動計算書の経常費用のうちの事業費計の合計金額です。

特定非営利活動に係る事業以外に、その他の事業を実施している場合には、その他の事業の事業費も含めます。

### (2) ①のうちイ～ニの活動に係る金額等

表の合計①の金額を記入します。

#### 表の①～⑤欄

「共益的活動に係る事業費の内訳表」に記入したイ～ニの記号に応じて、①～⑤の各欄に事業費を記入します。

**注意!** ロの活動には、特定の地域に居住している者、または事務所等を有する者といった地域に基づく関係にあるものだけが便益を受けるような活動は含まれません。

#### 表の⑥欄

①～⑤の各欄の合計金額を記入します。

### (3) 基準となる割合 (②÷①)

実績判定期間の共益的活動に係る事業費の合計金額を、実績判定期間の事業費の合計金額で除して割合を計算します。

数字は、パーセントで記入してください。(例 10%、20%など)

#### 事業費以外の指標を使用する場合

事業費で計算した割合が50%以上になってしまう場合でも、活動に要した従事時間や従事した人数を用いて計算した割合が50%未満となる場合には、事業費以外の指標を用いて計算することができます。この場合は、算定の根拠となった勤務時間の集計表などの資料が必要になります。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人 緑の会	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標 ) 9,530,700
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	200,000
イ	①	200,000
ロ	②	
ハ	③	
ニ	④	
合計 (①+②+③+④+⑤)	⑤	200,000 ⇒②へ
基準となる割合 (②÷①)	⑥	2%

3 認定基準と申請書類の作成方法 認定基準2号

## 24. 認定基準3号 運営組織及び経理に関する基準

この基準はNPO法人の運営組織と経理が適正に行われているかどうかを判定するものです。

まず、最初に運営組織に関する基準からみていきます。認定基準で定める適正な運営組織とは、次のイとロを満たすものです。

イ	役員の総数のうちに、次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 <sup>1</sup> (2) 特定の法人 <sup>2</sup> の役員または使用人である者及びこれらの者の親族等
ロ	各社員（正会員）の表決権が平等であること

NPO法人は理事3人以上、監事1人以上の役員を置かなければなりません（NPO法第15条）。役員には、役員の配偶者や3親等以内の親族が1人を超えて含まれるか、または、これらの者の数が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならないとされています（NPO法第21条）。つまり、常に各々の役員の親族は1人しか役員になれず、役員の数に6人以上でなければ親族関係にあるものは役員になることができません。

認定基準3号では、親族等の範囲を3親等以内の親族から拡大し、さらに特定の法人の関係者である役員についてもこの規定を適用します。

1 役員とは理事及び監事のことをいいます。

親族等とは、

- ① 役員の配偶者及び3親等以内の親族
- ② 役員と事実上婚姻関係にある者
- ③ 役員の使用人及び役員からもらう金銭等で生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者及び3親等以内の親族で、これらの者と生計を一にしている者

2 特定の法人とは次のような法人です。

他のNPO法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人等

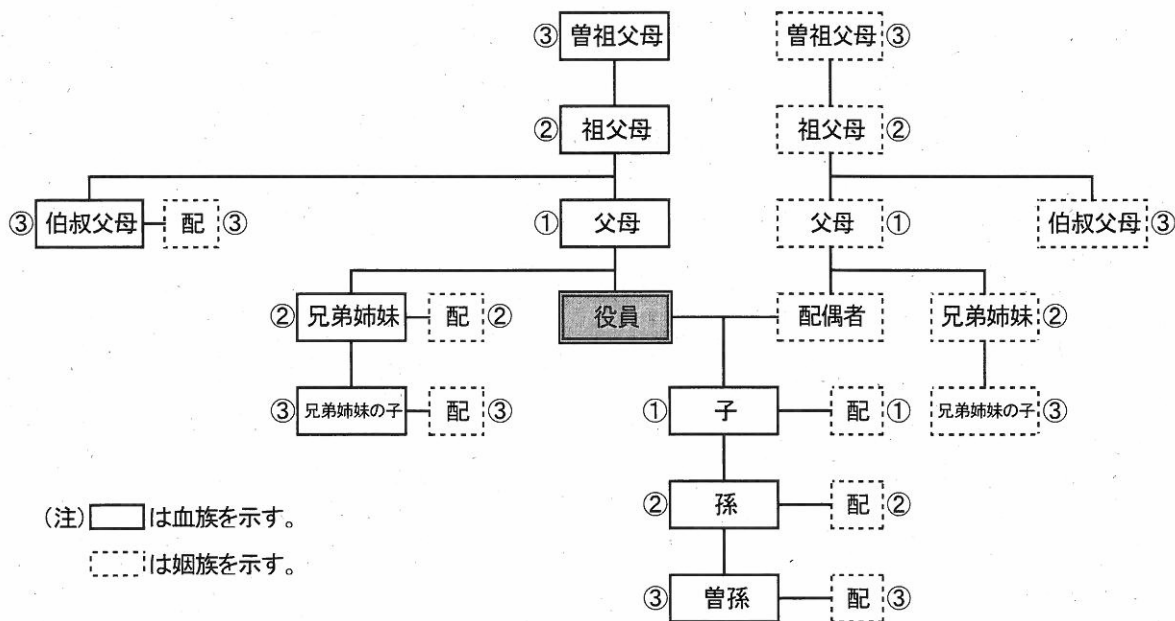
株式会社等の会社（その法人の発行済株式等の総数の50%以上の株式等を保有して直接または間接に支配する関係にある法人を含む。）

地方公共団体

NPO法人の役員は、法人の運営において役員報酬や給与の額をはじめ様々な事項に関する決定権を持っています。特定の法人や親族グループに属する者たちが役員に就任してNPO法人の運営を支配し、これらの者に対して特に有利になるよう便宜を図ることも可能です。認定基準3号は、このような法人を排除するための基準です。

イの基準を満たせない場合には、該当する役員に辞任してもらうか、役員の総人数を増やして比率を下げる必要があります。役員の定数を変更することになると、社員総会で定款変更について議決を受けなければなりません。場合によっては認定基準を満たすまでに2事業年度以上を要することもあるので注意が必要です。

《3親等以内の親族図》



## 25. 第3表付表1(役員の状況)の記入方法

第3表に記入する前に、まず先に第3表付表1を作成します。そのためには、法人の理事の職業や勤務先、他の法人の理事に就任していないかどうかを把握しておく必要があります。

下表のような役員の職務経歴書を年に1回、総会の時に作成されることをおすすめします。

職務経歴書 (H25年3月31日現在)

特定非営利活動法人緑の会

理事の氏名	役職	続柄	職業・勤務先および所属する団体	左記における役職	左記の就任・退任期間
田川太郎	理事長		無職		
八女二郎	理事		㈱フクオカ製作所	代表取締役	H18年4月1日～現在
筑後三郎	理事		㈱フクオカ製作所	部長	H20年4月1日～現在
大川四郎	理事		無職		
行橋五郎	理事		NPO 法人〇〇	理事	H22年4月1日～現在
豊前みどり	監事	大川の妹	無職		

まず、役員の内訳から記入します。

- ① 実績判定期間から申請時までの間に役員に就任している人の氏名、住所、職名、続柄等をすべて記入します。
- ② 就任等の状況は、実績判定期間が2事業年度の場合はa欄、b欄、申請時の欄に記入します。それぞれの期間において役員である場合は○を記入してください。
- ③ それぞれの役員の就任と退任の年月日を記入します。
- ④ a欄、b欄、申請時の欄の○の数をかぞえて、表の一番上の役員数のところに人数を記入します。
- ⑤ 役員数のうちに、親族等のグループに属する人数、特定の法人に関するグループに属する人数を記入します。該当するものがない場合は、0(ゼロ)と記入してください。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 緑の会	①	②	③	④	⑤	申請時
役員数		6人	6人	人	人	人	6人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						申請時	就任・退任年月日
				①	②	③	④	⑤			
田川太郎	田川市〇〇〇〇	理事長		○	○					○	H18年4月1日 就任～現在
八女二郎	八女市〇〇〇〇	理事	備フクオカ製作所代表取締役	○	○					○	H18年4月1日 就任～現在
筑後三郎	筑後市〇〇〇〇	理事	備フクオカ製作所部長	○	○					○	H18年4月1日 就任～現在
大川四郎	大川市〇〇〇〇	理事		○	○					○	H18年4月1日 就任～現在
行橋五郎	行橋市〇〇〇〇	理事	NPO法人〇〇理事	○	○					○	H18年4月1日 就任～現在
豊前みどり	豊前市〇〇〇〇	監事	大川の妹	○	○					○	H18年4月1日 就任～現在

親族等の続柄と、特定の法人における役職等を記入します

## 26. 第3表(イ、ロ)の記入方法

### イ

第3表付表1に記入した人数を、第3表イのa欄、b欄、申請時の欄の①②④に転記します。そのあと、それぞれの割合(②÷①、④÷①)を計算し、③と⑤に記入します。

### ロ

社員総会の際の各社員(正会員)の表決権は平等でなければなりません(NPO法第14条の7)。つまり、社員1人または1団体につき、表決権は1票ということになります。

定款にその旨を定めている場合は、「上記を証する書類の名称とその内容等」に該当する条文番号とその内容を記載してください。

定款に記載がない場合は、社員総会議事録など表決権が平等であることがわかる書類でも構いません。

第3表ロのa欄、b欄、申請時の欄の「はい」に○をします。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 緑の会	チェック欄
-----	---------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと



イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	22年4月1日～23年3月31日	6人	2人	33%	2人	33%
㉔	23年4月1日～24年3月31日	6人	2人	33%	2人	33%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		6人	2人	33%	2人	33%

㉘ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第28条 各正社員の表決権は平等なるものとする	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

## 27. 経理について

認定基準で定める適正な経理とは、次のハとニを満たすものです。

ハ	(1) 会計について公認会計士または監査法人の監査を受けている (2) 帳簿の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行なっている ※ (1) と (2) のどちらかを満たしていればよい
ニ	支出した金銭のうち、費途が明らかでないものがある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理が行なわれていないこと

認定NPO法人等は、集めた寄附金を適正に管理し、目的の事業のために使用し、寄附者にその報告をする義務があります。そのため認定NPO法人等には、経理に関しても一定水準の事務処理能力が求められています。

ハは、(1) の公認会計士等の監査を受けていない法人でも、(2) の青色申告法人と同様の帳簿書類の備付け等ができていればこの基準を満たすことができます。

### 【青色申告法人に準じた帳簿書類の備付け等とは？】

青色申告とは、一定の帳簿書類を備え付け、記録保存している法人に対して、法人税の申告の際に各種の特典を認めるという制度です。青色申告法人となるためには税務署に申請書を提出する必要があります。ちなみに、青色申告法人でない法人は、一般的に白色申告法人と呼ばれています。

NPO法人は、法人税法に定めた34業種の収益事業を営んでいない場合は法人税の申告をする義務がありません。収益事業を開始する場合には、税務署に対し「収益事業開始届」を提出することになります。このとき、法人の任意で「青色申告承認申請書」を提出することができます。(→P194)

認定基準3号のハ(2)は、NPO法人が法人税の申告をしている、していないにかかわらず法人税法で定める青色申告法人の要件を満たす必要があることを意味しています。

## 【青色申告法人に準ずる帳簿書類等の要件】

必要とされる帳簿	主要簿	仕訳帳（すべての取引を発生順に、①年月日、②勘定科目、③金額、④取引の内容を、借方と貸方に分けて記載した帳簿のこと。振替伝票でも代替可能）
		総勘定元帳（すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿。勘定科目ごとに、①年月日、②勘定科目、③金額を記載すること）
	補助簿	現金出納帳、預金出納帳、 （必要に応じて作成）売上帳、仕入帳、売掛（未収金）帳、買掛（未払金）帳、固定資産台帳等
必要とされる書類	計算書類	貸借対照表、活動計算書、財産目録、たな卸表 <sup>3</sup>
	しょうひょうしょうい 証憑書類	領収書、請求書、見積書、注文書、契約書等で相手方から受取ったものと、NPO法人が作成したものの写し 振込依頼書、預金通帳、当座勘定照合表、残高証明書等

上記の帳簿は、資産や負債、正味財産が増減するすべての取引について複式簿記の原則<sup>4</sup>に従い、整然と、かつ明瞭に記録されている必要があります。そして、貸借対照表、活動計算書はその記録に基づいて作成されなければなりません。

証憑書類とは、帳簿に記載された内容の証拠となる書類です。

3 商品の販売や製品の製造をしている場合に、商品や製品（材料等も含む）の期末の在庫の数量、単価、金額を計算し記録した書類。

4 NPO法人会計基準では、貸借対照表、活動計算書は複式簿記により作成することとされました。

## 28. 第3表(ハ、ニ)の記入方法

### ハ

会計について公認会計士または監査法人の監査を受けている場合は、①欄、②欄、申請時の欄の「はい」に○をします。

**「はい」に○をした場合は、監査証明書を添付します。**

監査を受けていない場合は、「いいえ」に○をします。「いいえ」に○をした場合には、2番目の基準を満たす必要があります。

帳簿の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行なっている場合には、①欄、②欄、申請時の欄の「はい」に○をします。

**「はい」に○をした場合は、第3表付表2「帳簿組織の状況」を作成し、添付します。**

### ニ

支出した金銭のうち、費途が明らかでないものがある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理が行なわれていない場合には、①欄、②欄、申請時の欄の「無」に○をします。

費途が明らかでない支出とは、支出の内容を証明する証憑書類を保存していないものや、法人が意図的に支出先を明らかにしないものなども含みます。

ただし、明らかに帳簿の記帳の誤りと判断されるものは、虚偽の記載には該当しません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

## 29. 第3表付表2(帳簿組織の状況)の記入方法

第3表で「帳簿の備付け等を青色申告法人に準じて行なっている」で「はい」に○をした法人は、法人が作成し保存している帳簿や伝票について、それぞれその種類、帳簿等の形態、記帳の時期、保存期間を、帳簿組織の状況に記入します。

帳簿等の形態の、ルーズリーフとは帳簿の各ページを1冊のファイルに綴じたものをいいます。会計ソフトで仕訳帳や総勘定元帳を印刷し、これらを1冊に綴じている場合もルーズリーフと記入します。また、装丁帳簿とはあらかじめ現金出納帳、仕訳帳などの名称で1冊の帳簿として製本されているものです。ページを破いたり加えたりすることができないため、改ざんしにくいという利点があります。

記帳の時期は、毎日、随時、1週間ごと、月○回などのように記入してください。

帳簿の保存期間は、法人で定めている保存期間を記入してください。

ちなみに青色申告法人の帳簿書類等は最低9年間<sup>5</sup>の整理保存が必要です。

### 【会計ソフトと複式簿記】

法人の規模が一定以上になったら、なるべく手間をかけずに複式簿記による記帳を行なう方法として、会計ソフトの活用をおすすめします。ある程度の簿記の知識は必要ですが、会計ソフトに入力することで現金出納帳から総勘定元帳までの記帳を自動で行なうことができます。

会計ソフトには、複数の帳簿を記帳することによる誤記入や記帳もれの防止、仕訳入力をマニュアル化することによる会計担当者の負担軽減といった長所があります。

5 平成23年12月税制改正により青色申告法人の繰越欠損金の繰越期間が7年から9年間に延長されたことに伴い、平成20年4月1日以後に終了した事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間に延長されました。



## 30. 認定基準4号 事業活動に関する基準

この基準は、NPO法人の事業活動が適正に行なわれているかどうかを4つの基準で判定するものです。

イ	<p>次の活動を行っていないこと</p> <p>① 宗教活動・・・宗教の教義を広めて信者を増やすような活動</p> <p>② 政治活動・・・政治的な主義を支持または反対するような活動</p> <p>③ 選挙運動・・・特定の候補者や政党を支持または反対するような活動</p>
ロ	<p>役員等<sup>1</sup>に対し、下記に該当する<b>特別の利益</b>を与えていないこと</p> <p>① 役員等に対して支給する報酬や給与の額が、そのNPO法人の活動内容や事業規模、役員等の職務内容から判断して過大である</p> <p>② 役員等または役員等が支配する法人<sup>2</sup>とNPO法人との間の資産の譲渡等の対価が、その譲渡をした時の時価と比較して著しく低いまたは高い</p> <p>③ 役員等の選任やNPO法人の財産運用、事業の運営を役員等に有利な条件で行なっている</p> <p>④ 営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行なう者等に対して寄附をしている（これらの寄附には、寄附金という名目に限らず、資産の贈与や報酬の支払いなどにより利益を与えている場合も含まれます）</p>
ハ	<p>実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が<b>80%</b>以上であること</p>
ニ	<p>実績判定期間における受入寄附金総額の<b>70%</b>以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>

### イ

NPO法人は宗教活動や政治活動、選挙運動を主たる目的としていないことが活動の要件となっていますが、認定NPO法人はこれらの活動を一切行うことができません。

#### 1 役員等の定義

- ① NPO法人の役員（理事、監事）、社員（正会員）、職員、寄附者
- ② ①に掲げる者の配偶者及び3親等以内の親族
- ③ ①、②に掲げる者と、事実上婚姻関係にある者
- ④ ①、②に掲げる者の使用人及び①、②に掲げる者からもらう金銭等で生計を維持している者
- ⑤ ③、④に掲げる者の配偶者及び3親等以内の親族で、これらの者と生計を一にしている者

2 役員等が支配する法人とは、役員等が特定の法人の発行済株式の総数または出資金額の50%以上を直接または間接に保有する法人をいいます。



## □

特別の利益の供与とは、NPO法人の役員等に対し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益を与えることをいいます。これらの根拠のない利益の供与は、NPO法にも違反することになります。

## 【特別の利益の供与となる場合】

## 例 1

理事の姪（3親等）が、実際には勤務していないのに給与を支給されている。

役員報酬や給与の支給には、根拠が必要です。支給規程に基づき、支給額は従事内容や従事時間に対して適正な金額でなければなりません。

## 例 2

理事長が所有するマンションの一室をNPO法人が月15万円で借りているが、同じ地域の同等の物件の家賃相場は月5万円程度である。

賃料と一般的な家賃相場の額の差額が、特別の利益になります。

## 例 3

理事に対し300万円を無利子で貸している。

通常の金融機関からの借入利率による利息相当額が特別の利益になります。

## 例 4

外注費の契約の際には、他社との比較検討もせず、理事が経営している会社を優先して選定している。

外注費の金額が不相当に高額な場合は、特別の利益になります。利益相反行為に該当するため、役員の関係会社と取引をする場合には、他社から見積もりをとるなど、契約金額が適正な金額であることを確認する必要があります。

## 例 5

NPO法人が保有していた車両（中古車販売業者の見積もり査定額は50万円）を、30万円で理事に売却した。

査定額と売却価格の差額が、特別の利益になります。

具体例の2から5は、利益相反行為（→P157）に該当しますので注意が必要です。適正な手続きを踏んで行なうようにしてください。

## ハ

実績判定期間における事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

NPO法人は特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」といいます。）を行なうことが認められています。

実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額が占める割合は以下の算式で計算します。分母の事業費の総額は、実績判定期間の特定非営利活動に係る事業費とその他の事業の事業費の合計になります。

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費の額}}{\text{事業費の総額}} \geq 80\%$$

### 【福岡県の「特定非営利活動促進法の運用方針」について（平成23年4月1日）】

福岡県の「特定非営利活動促進法の運用方針」では、「その他の事業」を実施する場合には、2事業年度連続して下記の事項に該当すると、報告徴収等の対象となり得る監督基準に抵触します。

- ・ 特定非営利活動に係る事業の支出規模（事業費および管理費）が、総支出額の3分の1以下である場合
- ・ 「その他の事業」が赤字の場合
- ・ 特定非営利活動に係る事業会計から資金の繰り入れをした場合
- ・ 「その他の事業」で生じた剰余金を特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れていない場合

なお、物品販売業など法人税法上の収益事業に該当するという理由で、定款に「その他の事業」として記載されている場合がありますが、物品販売が特定非営利活動に係る事業の一環として行なわれているのであれば、「その他の事業」には該当しません。この機会に定款の内容をもう一度見直してみましょう。

## 二

実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること。

実績判定期間における受入寄附金総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額の割合は以下の算式で計算します。分母の受入寄附金総額は、実績判定期間の受取寄附金と受取助成金の合計額になります。

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

#### 【将来の特定非営利活動事業のための積立てをする場合】

NPO法人は、受入れた寄附金の一部を、将来の特定非営利活動に係る事業の事業費や固定資産の取得に充てるために、法人内部で積立てをする場合があります。

この積立金相当額は、活動計算書では費用とはなりません。その積立金の使用目的、事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会または社員総会で決議するなどの適正な手続きを経て積立を行ない、貸借対照表に「〇〇目的特定資産」などの勘定科目で計上している場合には、上記ハやニにおいて特定非営利活動に係る事業費及び総事業費に含めて計算することができます。

なお、すでに一度ハやニの計算において特定非営利活動に係る事業費及び総事業費に含めて計算した積立金を取崩して特定非営利活動のために使用したときは、その取崩しをした事業年度の活動計算書に計上した取崩した金額に相当する事業費（購入した固定資産の減価償却費を含みます。）は、特定非営利活動に係る事業費及び総事業費から控除して計算します。

# 31. 第4表付表1(役員等に対する報酬等の状況)の記入方法

第4表の前に、第4表付表1及び付表2を作成します。

この付表には、支給期間等における役員等に対する報酬または給与について記入をします。(該当するものがなければ「該当なし」と記入します。以下同じ。)

支給期間等とは、実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までの期間です。

役員報酬や職員への給与の支給状況が、職務の内容や活動内容、事業の規模が同等の法人と比べて過大になっていないかどうかを確認しながら、記入してください。

## 1. 役員報酬の支給

役員(理事及び監事)に対して支給期間等に支給した報酬の合計額を役員ごとに記入します。このとき労務の対価として役員に支払った給料、賃金などがある場合はこれらも含めて記入します。

職名はNPO法人の役職を記入します。(例 理事長、専務理事、理事兼事務局長、理事兼施設長など)

## 2. 役員の子親等<sup>3</sup>である職員に対する給与の支給

支給期間等に支給したすべての従業員に対する給与のうち、役員の子親等もしくは、3親等以内の子親等または役員と特殊の関係にある者に対して支給した給与や賃金の合計額を記入します。

役員との関係は、〇〇の妻、〇〇の使用人などと記入します。

## 3. 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間は、支給期間等と同じ期間です。給与を得た職員の総数は、集計期間に給与を支給したパートやアルバイトを含むすべての従業員と役員の使用人部分の給与の延べ人数を記入します。(集計期間が3事業年度で、1人の従業員がその間継続して勤務して給与の支給を受けた場合は3名と記入します。)

3 役員の子親等の定義については、P92を参照してください。

## 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法 人 名	特定非営利活動法人 緑の会		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員報酬の支給			
氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
大川 四郎	理 事	平成23年4月～平成25年6月	270,000 円
行橋 五郎	理 事	”	270,000 円
			円
			円
			円
			円
<p>申請日が平成25年7月1日のため、4月1日から6月30日に支給した分も含めます</p>			
2 役員 <sup>(注2)</sup> の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
該当なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
(注2)「役員 <sup>(注2)</sup> の親族等」とは、役員 <sup>(注2)</sup> の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます（「特殊の関係」は(注1)参照）。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集 計 期 間	平成23年 4月 1日 ～平成25年 6月 30日		
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額		
6人	1,620,000 円		

## 32. 第4表付表2(役員等に対する資産の譲渡等の状況等)の記入方法

この付表には、実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までの期間に行なった資産の譲渡、貸付け、役務の提供(資産の譲渡等といいます。)を記入します。

記入に際しては、NPO法人が役員等または役員等が支配する法人に対して行った資産の譲渡等だけでなく、役員等または役員等が支配する法人がNPO法人に対して行った資産の譲渡等についてもすべて記入しますので注意してください。

また、資産の譲渡等が特別の利益に該当しないかどうか確認しながら、記入してください。

### 1. 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

#### (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

資産の譲渡とは、土地、建物、車両、器具備品などの資産を、有償または無償で譲り渡すことです。

棚卸資産とは、販売する目的で保有している商品や、自ら製造した製品のことをいいます。

**例** ここではNPO法人から役員等への資産の譲渡等と役員等が支配する法人からNPO法人への資産の譲渡等を記入しています

理事の行橋五郎さんに、不要な苗木を仕入価格で販売しました。

(株)フクオカ製作所から、園芸用の農機具を定価の3割引で購入しました。

(いずれも特別の利益には該当しません。)

#### (2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

資産の貸付けは、所有する土地、建物、車両、器具備品などの資産を有償または無償で貸付けることをいいます。

**例** ここでは役員等からNPO法人への資産の貸付けを記入しています

理事長の所有する建物を、法人の事務所として使用しています。

理事長に毎月支払う家賃は月額70,000円なので、実績判定期間及び申請書の提出の日までの期間(27月)の家賃総額は、1,890,000円になります。

(家賃の額は、周辺の家賃相場と比較しても妥当な金額であるため、特別の利益には該当しません。)

## 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 緑の会
-----	---------------

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
行橋 五郎	理事	苗木の販売	24.09.24	5,000円	2,500円／1本
燐フクオカ製作所	関係会社	園芸用具の購入	24.05.01	50,000円	定価の3割引
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

理事の八女二郎が株式の50%以上を保有している法人

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
田川 太郎	理事長	事務所家賃	23.4.1 -25.6.30	1,890,000円	月70,000円
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

### (3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

役務の提供とは、土木工事、加工、修繕、清掃、クリーニング、運送、通信、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述などのサービスのほか、弁護士、税理士などによる専門的知識、技能に基づくサービスの提供もこれに含まれます。

特別の利益に該当するものがないかどうか確認しながら、記入してください。

**例** ここではNPO法人から正会員への役務の提供と正会員からNPO法人への役務の提供を記入しています。

NPO法人の正会員の筑紫一郎さん他30名から、ガーデニング教室の受講料として計33万円を受け取りました。

正会員である園芸家の糸島ミドリさんに、ガーデニング教室の講師料54万円を支払いました。

## 2. 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

役員を選任、財産の運用、事業の運営を、NPO法人の役員等や役員等が支配する法人に対して特別に有利な条件で行なっている場合には、特別の利益に該当します。

## 3. 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出日までに支出した寄附金がある場合は、その明細を記入します。

営利を目的とした事業を行う者、第4表のイの活動に該当する政治や宗教に関する活動を行なう者、特定の公職の候補者や公職にある者に対して寄附をしていないかどうか確認しながら、記入してください。



第4表付表2（次葉）

## (3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
筑紫一郎他30名	正会員	ガーデニング教室受講料	23.4-25.6	330,000円	受講料5000円/1回
糸島ミドリ	正会員	ガーデニング教室講師料	〃	540,000円	源泉税込20,000円/1回
飯塚よし子他49名	正会員	グリーンツーリズム	23.8-24.8	250,000円	参加費5,000円/1回
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

## 2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

該当なし

## 3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
該当なし				

## 33. 第4表の記入方法

イ

実績判定期間から申請時までこれらの活動を行っていない場合は、㉑欄、㉒欄、申請時の欄の「無」に○をつけます。

ロ

作成した第4表付表1と付表2の内容をよく検討し、これらの項目に該当する活動を行っていない場合は、㉑欄、㉒欄、申請時の欄の「無」に○をします。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 緑の会					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						<input checked="" type="checkbox"/>
イ						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
ロ						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

## ハ 特定非営利活動に係る事業費の占める割合

### ① 事業費の総額

実績判定期間の事業費の合計金額（その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業費とその他の事業の事業費との合計金額）を記入します。

この金額は第2表の①の金額と一致します。

### ② 特定非営利活動に係る事業費の額

実績判定期間の特定非営利活動に係る事業費の合計金額を記入します。

### ③ 特定非営利活動の割合（②÷①）

②の金額を①の金額で除して割合を求めます。数字は、パーセントで記入してください。

（例） 10%、20%など

認定基準を満たすためには、この割合が80%以上である必要があります。

### 事業費以外の指標を使用する場合

事業費で計算した割合が80%未満になってしまう場合でも、活動に要した従事時間や従事した人数を用いて計算した割合が80%以上となる場合には、事業費以外の指標を用いて計算することができます。この場合は、算定の根拠となった勤務時間の集計表などの資料の添付が必要になります。

サンプル法人「緑の会」（→P32）の合算活動計算書の24年3月期と25年3月期の事業費の合計9,530,700円をハの①に記入します。このうち特定非営利活動に係る事業費の合計7,910,700円（2,885,400円+5,025,300円）をハの②に記入します。

特定非営利活動の割合は83.0%（7,910,700円/9,530,700円）となりますので、認定基準を満たします。

## ニ 受入寄附金の充当割合

### ① 受入寄附金総額

実績判定期間の受取寄附金と受取助成金の合計額を記入します。（第1表を相対値基準で作成している場合は、第1表付表1の㉞の金額と一致します。）

### ② 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

特定非営利活動に係る事業費に充てた寄附金の金額を記入します。収入源泉が複数ある場合は、まず寄附金から充てたものとして計算します。ただし、ハの②の金額がニの①の金額より大きい場合にはニの①と同じ金額を記入します。

## ③ 受入寄附金の充当割合 ((②÷①))

②の金額を①の金額で除して割合を求めます。数字は、パーセントで記入してください。

(例) 10%、20%など)

サンプル法人「緑の会」の合算活動計算書の24年3月期と25年3月期の受取寄附金2,898,000円と受取助成金1,500,000円の合計額4,398,000円を、ニの①に記入します。ハの②に記入した特定非営利活動に係る事業費の金額よりニの①の金額が小さいためニの①の金額をニの②に転記します。

受入寄附金の充当割合が70%を超えるため、認定基準を満たします。

(第4表 次葉)

ハ		
項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	9,530,700 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	7,910,700 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	83.0 %

④ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ		
項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	4,398,000 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	4,398,000 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100 %

## 34. 認定基準5号 情報公開に関する基準

この基準はNPO法人が情報公開を適切に行っているかどうかを判定するものです。

認定NPO法人等は寄附金控除などの税制上の優遇措置を受けるため、一般のNPO法人に比べより一層情報公開が求められています。

NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に所轄庁に事業報告書等を提出し、法人の事務所において閲覧させなければなりません。認定NPO法人等になると、これらに加えて前事業年度の役員報酬規程や収益の明細等（→P133）を毎事業年度提出する必要があります。さらにこれらの書類はその法人のすべての事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除いて閲覧をさせなければなりません。

所轄庁は、認定NPO法人等から過去3年間に提出を受けた事業報告書等の書類について、請求があったときは、これを閲覧または謄写させなければならないことになっています。

### 【すべてのNPO法人が情報公開すべき書類】

◎毎事業年度、○必要に応じて提出

書類名		提出	備置き・閲覧
イ	事業報告書	◎	作成日から翌々事業年度の末日まで（＝3事業年度分）、その法人の主たる事務所と従たる事務所に備え置いて、その法人の社員及び利害関係者から請求があった場合は閲覧をさせなければならない
	活動計算書	◎	
	貸借対照表	◎	
	財産目録	◎	
	年間役員名簿 <sup>1</sup>	◎	
	社員のうち10人以上の者の名簿	◎	
	②役員名簿 <sup>2</sup>	○	
③最新の定款等 (定款、認証及び登記に関する書類の写し)	○		

1 年間役員名簿とは、前事業年度の役員全員の氏名等と報酬の有無を記載した名簿です。法改正により新たに「年間役員名簿」を提出することになりました。

2 役員名簿とは、最新の役員の就任状況を明らかにした書類です。

## 【認定NPO法人等が情報公開すべき書類】

◎毎事業年度、○必要に応じて提出

書類名		提出	備置き・閲覧
ロ	認定基準チェック表の第1～8表および欠格事由チェック表	認定等の申請書に添付して提出したもの	認定等の有効期間中、その主たる事務所と従たる事務所において閲覧をさせなければならない
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (→P129)		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	◎	作成日から翌々事業年度の末日まで (= 3事業年度分)、その法人の主たる事務所と従たる事務所に備え置いて、請求があった場合は閲覧をさせなければならない
ホ	資金に関する事項を記載した書類 (→P135)	◎	
	資産の譲渡等の内容に関する書類 (→P136)	◎	
	取引の内容に関する事項 (→P137)	◎	
	寄附者に関する事項 (→P138)	◎	
	給与の総額等に関する事項 (→P138)	◎	
	支出した寄附金に関する事項 (→P138)	◎	
	海外への送金等に関する事項 (→P138) (その金額が200万円以下の場合に限る。)	◎	
認定基準等チェック表第3表(ロ欄を除く)、第4表イ、ロ欄、第5表、第7表、欠格事由チェック表	◎		
ヘ	助成金の支給を行った場合の提出書 (→P140)	○	作成の日から3年が経過した日を含む事業年度の末日まで、その主たる事務所と従たる事務所において閲覧をさせなければならない(注)
	海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書 (→P141)	○	

(注) 仮認定NPO法人の場合は仮認定の有効期間の満了の日まで

## 35. 第5表の記入方法

第5表では認定NPO法人等が作成する書類について、正当な理由がある場合を除いて、その事務所（主たる事務所と従たる事務所）において閲覧させることができるかどうか確認を求めています。

このとき認定申請時に提出した寄附者名簿（役員等からの寄附で20万円以上のものを除く。）は閲覧の対象となる書類には含まれません。

認定を取得した後も継続してこれらの書類を作成し、閲覧させることについて、法人内部で十分に検討して同意が得られれば、「同意する」に「○」をしてください。

なお、法人で閲覧に関する細則（社内規則）等を作成している場合は、その細則を添付してください。

記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。



認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input type="radio"/>				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/>する</td> <td><input type="radio"/>しない</td> </tr> </table>	同	意	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
同	意					
<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない					
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し					

## 36. 認定基準6号 事業報告書等の提出に関する基準

NPO法人は、実績判定期間を含む毎事業年度初めの3月以内に、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。過去に未提出の事業年度がある場合は、認定を受けることができません。

所轄庁に提出する際は期限に遅れないよう注意してください。

事業報告書等を所轄庁へ提出している場合は、a欄とb欄の「有」に○をしてください。基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

## 37. 認定基準7号 不正行為等に関する基準

NPO法人は、実績判定期間を含む各事業年度において、法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実がある場合は認定を受けることができません。

これらに該当しない場合は、a欄、b欄、申請時の欄の「無」に○をしてください。基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

不正行為等とは、所轄庁の改善命令に従わない場合、登記を怠った場合、定められた書類の作成、提出を怠った場合、虚偽の記載をした場合などNPO法に関するものと法人税法や源泉所得税等など税法に違反するものなどがあります。（詳しくはP156参照）

## 38. 認定基準8号 設立後の経過期間に関する基準

認定等の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、NPO法人の設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります。

事業年度の欄には、定款に記載された事業年度を記入し、設立年月日の欄は、登記事項証明書に記載された設立年月日を記入してください。

基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 福岡会
-----	---------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 <input checked="" type="radio"/>			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 <input checked="" type="radio"/>				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 <input checked="" type="radio"/>		
事業年度	4月 1日～3月31日	設立年月日	平成20年 11月 1日

## 39. 欠格事由

欠格事由に一つでも該当するNPO法人は、認定NPO法人等になることができません。また、認定NPO法人等が欠格事由に該当した場合は、認定等が取り消されます。

欠格事由には、NPO法人の役員に関するものと、NPO法人自身に関するものがあります。

### (1) 役員に関する欠格事由

1	イ	認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内にその認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
	ロ	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ハ	特定非営利活動促進法もしくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ニ	暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）である者または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

NPO法第20条では役員欠格事由（役員になることができない人）を定めていますが、認定NPO法人等についてはこの規定をさらに厳しくしています。

**【認定NPO法人の役員が他の認定NPO法人の役員を兼任している場合に、他のNPO法人の認定が取消された場合（1のイに該当）は、すぐに認定取消しになるのでしょうか？】**

役員が認定等の取消しを受けた別の法人の理事を兼ねていた場合、原則として所轄庁は聴聞による事実確認を踏まえて欠格事由に該当するか判断しますので、即座に認定等が取消されるわけではありません。しかし、このような場合において、その役員を解任するなどの措置をとらなければ、聴聞を経て認定等が取り消されることとなります。

## (2) 法人に関する欠格事由

2	認定等を取消された日から5年を経過していない法人
3	定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人
4	国税または地方税の滞納処分の執行がされているもの <sup>1</sup> または滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
5	国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金 <sup>2</sup> を課された日から3年を経過しない法人
6	次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1 国税または地方税の滞納処分の執行がされているものとは、その法人が国税または地方税を完納しない場合に、各行政機関が財産の差押さえ、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

2 法人税や法人事業税の申告において、税額計算のもとになる事実を隠したり、事実を偽ったりして脱税したときに課される税金です。

## 40. 欠格事由チェック表の記入方法

該当する項目がない場合は、1のイからニの各欄の「無」に、2から6の各欄の「いいえ」に○をします。

4の添付書類の欄は「はい」に○をしたうえで、納税証明書を添付します。

すべての記入が終了し基準を満たしていることを確認したら、右上のチェック欄に○をしてください。

### 【納税証明書について】

国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、添付が必要です。

地方税は主たる事務所が所在する所轄の県税事務所および市区町村役場に、「**滞納処分に係る納税証明書**」（過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書）の交付を申請します。所得税や法人税、消費税等の国税については主たる事務所が所在する所轄の税務署に、「**納税証明書（その4）滞納処分を受けたことがない証明書**」の交付を申請します。

なお、従たる事務所において国税および地方税を納付している場合には、その従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事および市町村長から交付を受けた納税証明書の添付も必要となります。

認定申請日の前日において該当する事実がないことの証明が必要なため（引き続き認定日まで該当していることが原則です。）、納税証明書の取得はなるべく申請日の直前に取得するようにしてください。

### 【今まで一度も税金の納付をしたことがない法人の場合】

1. 均等割の減免申請をして都道府県民税や市町村民税を払っていない場合  
→都道府県税事務所や市役所等には、法人の記録がありますので「滞納処分に係る納税証明書」が交付されます。
2. 過去に法人税、消費税、源泉所得税の申告、納税を一切したことがない場合  
→税務署に登記事項証明書（登記簿謄本）を持参し申請をすると「納税証明書（その4）」が交付されます。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人福岡会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input type="radio"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

# 41. 寄附金を充当する予定の事業内容等の記入方法

この書類は、認定等の申請書に添付します。

寄附金を使用する予定の事業内容が、適正かつ公益の増進に資する活動であるかどうか、また寄附金が予定された事業に適切に使用されているかどうかを判断する際の参考資料です。

NPO法人が作成した事業計画書や活動予算書をもとに、今後どのような事業を行う予定か、事業名、具体的な事業内容、実施する予定年月、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、寄附金充当予定額を記入します。

下段には寄附金の受け入れや支出に利用している金融機関の口座名を記入します。  
ただし口座番号まで記入する必要はありません。



寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 福岡会
-----	---------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
高齢者と子供達の交流事業	高齢者と子供達の交流のための施設改装工事	通年	主たる事務所	3人	不特定多数、100人	5,000,000
介護事業	会員・利用者対象の介護の無料講習会の開催	通年	同上	2人	不特定多数、50人	600,000
介護事業	ボランティア向け介護なんでも無料相談会	年6回	同上	2人	不特定多数、30人	300,000

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名	
郵便局振替口座	

